

地域型住宅グリーン化事業 グループ募集要領

【平成28年度】

平成28年4月

地域型住宅グリーン化事業評価事務局

目次

○平成28年度地域型住宅グリーン化事業グループ募集における留意点	1
1 事業の趣旨	2
1.1 事業の種類	2
2 事業の流れと留意点	2
2.1 グループ募集について	2
2.2 交付申請	3
2.3 本事業の留意点	3
◆地域型住宅グリーン化事業の流れ	4
3 本事業における補助対象	5
3.1 木造住宅について	5
3.2 木造建築物について	8
3.3 補助対象となる経費について	11
3.4 事業着手の時点について	12
3.5 本事業における「地域材」の考え方	12
4 グループの要件	13
4.1 グループの構成員の業種と構成員の要件	13
4.2 構成員要件を満たしがたい場合の説明等	14
4.3 グループの構成員に係る要件	14
4.4 その他のグループの要件等	15
5 応募内容の評価	15
5.1 評価の実施体制	15
5.2 評価の手順	16
5.3 グループ募集に関する評価の視点・ポイント	16
5.4 高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)に関する評価の視点・ポイント	17
5.5 採否の結果通知	17
6 新規グループの募集に関する手続き	18
6.1 グループ募集の期間	18
6.2 提出書類	18
7 事業中及び事業完了後の留意点	22
7.1 事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力	22
7.2 事業完了後の実績の報告(高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)のみ)	22
7.3 情報の提供	22
7.4 情報の取り扱い等	22
7.5 その他	23
別表1 補助対象となる経費	27
別表2 高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)の掛かり増し費用として補助対象となる経費	28

別紙 1	本事業の補助の対象となる「木造住宅・建築物」について	33
別紙 2	高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)の対象となる戸建住宅について	34
別紙 3	「所管行政庁による長期優良住宅の認定」について	35
別紙 4	「主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半」について	36
別紙 5	「三世帯同居対応住宅」の要件について	37
別紙 6-1	一住宅生産者当たりの補助対象戸数上限の考え方について	38
別紙 6-2	中規模工務店の補助対象戸数上限の考え方について	39
別紙 7	「東日本大震災により被災した地域」の考え方について	40
別紙 8	「平成 28 年熊本地震により被災した地域」の考え方について	41
別紙 9	「所管行政庁による認定低炭素建築物(住宅)の認定」について	42
別紙 10	「所管行政庁による性能向上計画認定住宅」について	43
別紙 11	本事業のゼロ・エネルギー評価方法	44
別紙 12	ゼロ・エネルギー評価方法に関する留意点	45
別紙 13	住宅の省エネルギー基準への適合に関する留意点	46
別紙 14	「所管行政庁による認定低炭素建築物の認定」について	47
別紙 15	「評価機関による建築物省エネルギー性能表示制度(BELLS)の 評価」について	48
別紙 16	「認証機関等の第三者による建築環境総合性能評価システム (CASBEE)の認証」について	49
別紙 17	外皮の基準が、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に おける算出方法等に関する事項」に定める省エネルギー基準相当で あることについて	50
別紙 18	「ビル・エネルギー・マネジメント・システム(BEMS)を設置して いること」について	51
別紙 19	「太陽光等再生可能エネルギー発電設備及びこれと連携した定置型 蓄電池を設置していること」について	52
別紙 20	「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示 基準に定める劣化対策等級 3 相当」について	53
別紙 21	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー 法)に基づく建築物移動等円滑化基準を満たしていること」について	54
別紙 22	「元請の年間新築住宅供給戸数が 50 戸程度未満の中小住宅生産者」 の考え方について	55
別紙 23	グリーン化事業のねらい及び期待される具体的取り組み	56
別紙 24	〈参考〉都道府県別地域材認証制度等一覧	57
別紙 25	〈参考〉中期的活動方針報告様式の例	58

○平成28年度地域型住宅グリーン化事業グループ募集における留意点

平成27年度地域型住宅グリーン化事業からの主な変更点を以下に記載します。

1. 施工事業者1事業者（社）あたりの補助が受けられるグループ数の制限
一施工事業者（1社）が補助を受けられる（交付申請できる）グループは原則1グループ限りとします。ただし、長期優良住宅とゼロ・エネルギー住宅に取り組みたいがグループがゼロ・エネルギー住宅の提案申請を行っていない場合など特段の事情がある場合は、2グループの交付申請は可とします。
※なお、複数のグループへの所属を妨げるものではありません。
2. 住宅省エネルギー講習会の修了について
補助対象住宅を施工する事業者は、必ず一人以上は住宅省エネルギー技術講習会を受講した修了者が所属している必要があります。
※完了実績報告の提出時にあわせて、修了していること。
3. ゼロ・エネルギー住宅の適用申請について
今年度より住宅版BELSの運用が開始されました。
グリーン化事業においても採用いたします。BELS認証を取る場合は「様式5-1」のみを添付いただきます。別添様式の提出義務はありません。
BELS認証で評価出来ない特殊な省エネ手法によるものを提案する場合は、「別添様式」も提出いただき、評価委員会が行う提案審査によって受付けています。応募要領を確認の上、ご提案願います。
4. 高度省エネ型（性能向上計画認定住宅）の追加について
今年度より、高度省エネ型に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年7月8日法律第53号）」に基づく、性能向上計画認定住宅が追加となります。
5. 平成28年熊本地震における特例措置について
 - ・グループ応募期間について
平成28年熊本地震に係る被災地域に所在するグループ事務局においては、平成28年12月末まで随時受付を行います。
 - ・適用申請書記載事項確認念書について
平成28年熊本地震に係る被災地域に所在するグループ構成員においては、確認念書の提出は募集期間終了後においても可能とします。

1 事業の趣旨

本事業は、地域における木造住宅生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため中小住宅生産者等が、他の中小住宅生産者や木材、建材流通等の関連事業者とともに連携体制（グループ）を構築して省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備やこれと併せて行う三世代同居への対応等に対して支援を行うことにより

- (1) 地域の中小住宅生産者等が供給する住宅に関する消費者の信頼性の向上
- (2) 関連産業の多い、地域の木造住宅市場の振興による地域経済の活性化
- (3) 地域の住文化の継承及び街並みの整備
- (4) 地域の林業・木材産業関連事業者と住宅生産関連事業者との連携構築を通じた、木材自給率の向上及び森林・林業の再生
- (5) 住宅の省エネルギー化に向けた技術力の向上
- (6) 子育てを家族で支え合える三世代同居など複数世帯の同居がしやすい環境づくりを目指すものです。

これらの観点から、本事業では、上記連携体制による、グループ毎に定められた共通ルールに基づく木造住宅の整備を行うグループを公募によって募り、その取組が良好なものについて国土交通省が採択し、採択されたグループに所属する中小住宅生産者が当該取組内容に基づく木造住宅の建設を行う場合、その費用の一部を予算の範囲内において補助するものです。

1.1 事業の種類

本事業は、上記のグループの構成により、次の5種類の木造住宅・建築物を整備する事業を公募します。なお応募するタイプによって、事業の要件、補助金額や補助対象経費などが異なります。詳しくは、本募集要領の該当する箇所を参照ください。

- (1) 長寿命型（長期優良住宅：木造、新築）
- (2) 高度省エネ型（認定低炭素住宅：木造、新築）
- (3) 高度省エネ型（性能向上計画認定住宅：木造、新築）
- (4) 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅：木造、新築・改修）
- (5) 優良建築物型（認定低炭素建築物等一定の良質な建築物（非住宅）：木造、新築）

2 事業の流れと留意点

本事業は、グループ募集と補助金交付の二段階の手続きを経て行われます。各々の手続きの概要は、以下のとおりです。

2.1 グループ募集

地域型住宅グリーン化事業評価事務局（以下、「評価事務局」という。）が、グループの評価に当たって必要となる事項を定め、地域の木材関連事業者、建材流通事業者、中小住宅生産者等によって構成されるグループを対象として、グループ毎の共通ルールに基づき一定の性能を備えた木造住宅の整備を行うグループの募集を行います。応募のあったグループの取組内容が本事業のねらいに合致すると認められるものについて、当該取組内容に基づく活動を行うことを要件として国土交通省がグループ及び事業の種類を採択を行います。

2.2 交付申請

補助金交付採択されたグループに所属する中小住宅生産者が、採択を受けた取組内容に従って建設する木造住宅の建設工事費についての補助金を受けるためには、国土交通省外に設ける「地域型住宅グリーン化事業実施支援室（長寿命型および優良建築物型・高度省エネ型）」（以下、長寿命型等支援室、高度省エネ型支援室という）が、各々で別途定める「地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請手続きマニュアル（長寿命型等または高度省エネ型）」に従い、補助対象となる木造住宅ごとに補助金交付申請を行うとともに、事業終了時等に実績報告を行っていただく必要があります。

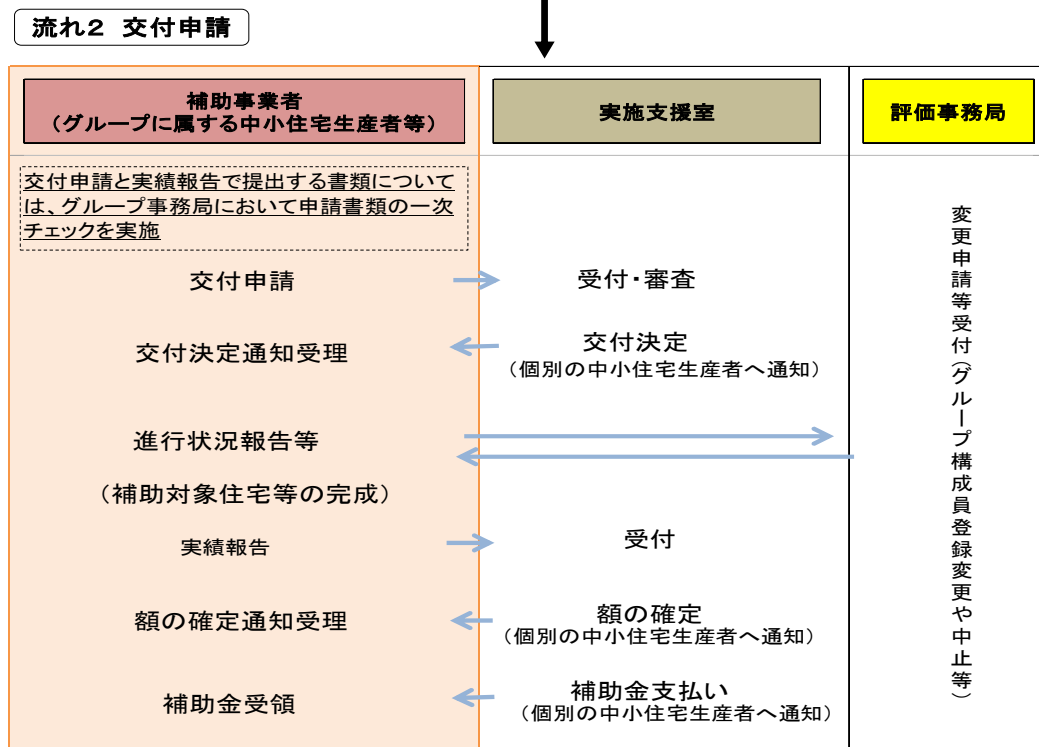
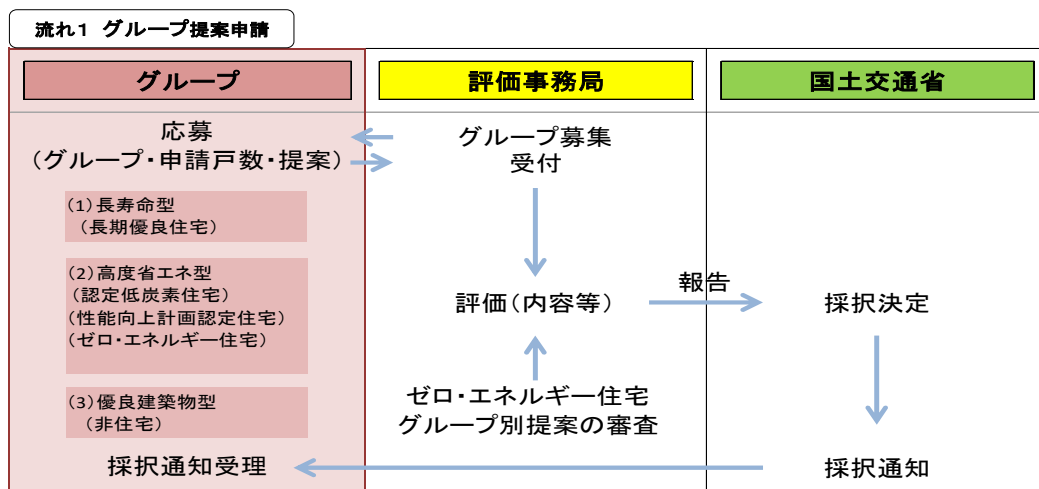
なお、高度省エネ型のゼロ・エネルギー住宅については、グループ募集時に「グループ別提案」を行い、評価を受ける必要があります。

補助対象となる木造住宅については、グループ内において、構成員である住宅生産者に適宜割り当てて頂くことになります。

2.3 本事業の留意点

- 1) グリーン化事業のグループの応募において、長寿命型・高度省エネ型の両方の事業の種類に応募することが可能です。
- 2) 本事業による補助金に関して補助金交付申請時等に任意の様式により、建築主（売買契約による住宅の場合は買主）に還元される補助金の額が明記されていることを条件とします。すなわち、本事業による補助金相当額は建築主（買主）に還元される必要があります。

◆地域型住宅グリーン化事業の流れ



○実施支援室の窓口について

(1) 長寿命型及び優良建築物型と、(2) 高度省エネ型で2つに分かれます。

○書類提出について

交付申請と実績報告をグループ事務局で一括して提出して下さい。

BELS 認証によらない申請の場合のみ随時申請を受付ます。

○着工の時点について

(1) 長寿命型及び優良建築物型、(2) 高度省エネ型(認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅)は採択通知の日付け以降に着工が可能です。

ゼロ・エネルギー住宅は、BELS 認証取得後の交付申請書提出日以降に着工が可能です。BELS 認証以外(委員会審査案件等)は交付決定日以降に着工可能となります。

3 本事業における補助対象

3.1 木造住宅について

本事業の補助の対象となる木造住宅については、次の全ての要件を満たしていただきます。【別紙1】

- (1) 採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等に則して、グループの構成員である中小住宅生産者等により供給される住宅^{※1}の新築とします。ただし高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）においては、戸建住宅の新築および改修とします。なお、いずれもモデルハウスは対象外とします。
- (2) 3.1.1～3.1.4に記載する事業の種類に応じた要件を全て満たすものとします。
- (3) 補助対象住宅を施工する事業者は、必ず一人以上住宅省エネルギー技術講習会^{※2}を受講した修了者であることとします。
- (4) グループに対する採択通知発出日以降に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）するもの。ただし高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）は、原則、交付申請日以降に着工（新築は根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手、改修はゼロ・エネルギー住宅の提案に関わる工事に実質的にとりかかかった時点）するものとします。なお、評価委員会にて承認された個別事業については、交付決定日以降の着工とします。
- (5) 主要構造部に用いる木材は、グループが定める地域材^{※3}を使用するものとします。

※1 請負住宅・建売住宅・賃貸住宅の別は問いません。ただし、建売住宅の場合は、交付申請する事業者が宅地建物取引業の免許保有者であることが必要です。（建設が1戸であっても同様とします。）また、高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）については、別途記載の要件を満たしたものとします。【別紙2】

※2 住宅の省エネルギー技術に関する講習とは、平成24年度より全国で実施されている「住宅省エネルギー施工技術講習（施工技術講習会、設計者講習会）」をいいます。

※3 地域材の使用割合等については、適用申請書に記載してください。

（参考）

住生活基本計画などにおいて、2020年までに新築住宅・建築物の段階的な省エネ基準への適合が義務付けられることとなっていますが、戸建て住宅の約4割を供給する中小工務店では省エネ施工技術の浸透が十分ではなく、施工技術講習の受講等によりその技術力を向上する必要があります。住宅の省エネルギー技術に関する講習の一例として、平成24年度から全国で「住宅省エネルギー技術講習会（施工技術講習会、設計者講習会）」が実施されています。全都道府県で開催されておりますので、詳細は講習会の全国事務局HPをご確認ください。

（全国事務局HP）<http://www.shoene.org/index.html>

3.1.1 長寿命型（長期優良住宅）

(1) 補助対象となる住宅の要件

長寿命型（長期優良住宅）において対象となる木造住宅については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年12月5日法律第87号）に基づき、所管行政庁による認定を受けたものとします。【別紙3】

(2) 補助金の額および上限戸数

長寿命型（長期優良住宅）における補助金の額は、以下のとおりです。

1) 「3.3 補助対象となる経費について」の1割以内の額で、かつ住宅1戸当たり100万円を上限とします。

2) 木造住宅への地域材利用

主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半【別紙4】において、「3.5 本事業における「地域材」の考え方」に示す「地域材」を使用する場合については、地域材利用に関する掛かり増し費用に対する補助について20万円を上限とし、予算の範囲で加算します。ただし、あくまで補助金の額は「3.3 補助対象となる経費について」の1割以内の額とします。

3) 三世帯同居への対応

補助対象の住宅が三世帯同居対応住宅の要件【別紙5】を満たす場合は30万円を上限とし、予算の範囲で加算します。ただし、補助金の額は「3.3 補助対象となる経費」の1割以内の額とします。

4) 施工事業者1社あたりの上限戸数

施工事業者1社あたりの上限戸数は原則7戸とします。ただし、上限7戸に加えて三世帯同居加算の適用を受ける住宅の補助申請を行う場合は、特例措置として7戸に3戸を加え計10戸を上限とします。

また、主たる事業所（本社）が、東日本大震災により被災した地域（以下、「特定被災区域」という。）または平成28年熊本地震に存する住宅生産者については、施工事業者1社あたりの上限戸数は原則14戸とします。

ただし、上限14戸に加えて三世帯同居加算の適用を受ける住宅の補助申請を行う場合は、特例措置として14戸に6戸を加え計20戸を上限とします。

【別紙6-1】【別紙6-2】【別紙7】【別紙8】

3.1.2 高度省エネ型（認定低炭素住宅）

(1) 補助対象となる住宅の要件

高度省エネ型（認定低炭素住宅）において対象となる木造住宅については、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年9月5日法律第84号）に基づき、所管行政庁による認定を受けたものとします。【別紙9】

(2) 補助金の額および上限戸数

高度省エネ型（認定低炭素住宅）において補助金の額は、以下のとおりです。

1) 「3.3 補助対象となる経費について」の1割以内の額で、かつ住宅1戸当たり100万円を上限とします。

2) 木造住宅への地域材利用

上記3.1.1(2)2)に示すとおりです。

3) 三世帯同居への対応

補助対象の住宅が三世帯同居対応住宅の要件【別紙5】を満たす場合は30万円を上限とし、予算の範囲で加算します。ただし、補助金の額は「3.3 補助対象

となる経費」の1割以内の額とします。

4) 施工事業者1社あたりの上限戸数

高度省エネ型については、施工事業者1社あたりの上限戸数は認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅とゼロ・エネルギー住宅を合わせて、原則2戸とします。ただし、上限2戸に加えて三世代同居加算の適用を受ける住宅の補助申請を行う場合は、特例措置として2戸に1戸を加え計3戸を上限とします。

また、主たる事業所（本社）が、東日本大震災により被災した地域（以下、「特定被災区域」という。）または平成28年熊本地震に存する住宅生産者については、施工事業者1社あたりの上限戸数は4戸とします。ただし、上限4戸に加えて三世代同居加算の適用を受ける住宅の補助申請を行う場合は、特例措置として4戸に2戸を加え計6戸を上限とします。

【別紙6-1】【別紙6-2】【別紙7】【別紙8】

3.1.3 高度省エネ型（性能向上計画認定住宅）

(1) 補助対象となる住宅の要件

高度省エネ型（性能向上計画認定住宅）において対象となる木造住宅については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年7月8日法律第53号）に基づき、所管行政庁による性能向上計画の認定を受けたものとします。【別紙10】

(2) 補助金の額および上限戸数

高度省エネ型（性能向上計画認定住宅）の補助金額および上限戸数は、以下のとおりです。

1) 「3.3 補助対象となる経費」の1割以内の額で、かつ住宅1戸当たり100万円を上限とします。

2) 木造住宅への地域材利用

上記3.1.1 (2) 2)に示すとおりです。

3) 三世代同居への対応

補助対象の住宅が三世代同居対応住宅の要件【別紙5】を満たす場合は30万円を上限とし、予算の範囲で加算します。ただし、補助金の額は「3.3 補助対象となる経費」の1割以内の額とします。

4) 施工事業者1社あたりの上限戸数

高度省エネ型については、施工事業者1社あたりの上限戸数は認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅とゼロ・エネルギー住宅を合わせて、原則2戸とします。ただし、上限2戸に加えて三世代同居加算の適用を受ける住宅の補助申請を行う場合は、特例措置として2戸に1戸を加え計3戸を上限とします。

また、主たる事業所（本社）が、東日本大震災により被災した地域（以下、「特定被災区域」という。）または平成28年熊本地震に存する住宅生産者については、施工事業者1社あたりの上限戸数は4戸とします。ただし、上限4戸に加えて三世代同居加算の適用を受ける住宅の補助申請を行う場合は、特例措置として4戸に2戸を加え計6戸を上限とします。

【別紙6-1】【別紙6-2】【別紙7】【別紙8】

3.1.4 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）

(1) 補助対象となる住宅の要件

高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）において対象となる木造住宅については、

次の1)、2)の要件を全て満たすものとする。【別紙2】【別紙11】

- 1) 住宅の躯体・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等によって、年間での一次エネルギー消費量が正味(ネット)で概ねゼロとなる住宅であること。【別紙12】

具体的には次の①、②のいずれかを満たすものとします。

①別途定めるゼロ・エネルギーに関する評価方法(以下、本事業のゼロ・エネルギー評価方法とする、【別紙12】②~③に基づいて、住宅の一次エネルギー消費量が概ねゼロとなるもの。

②学識経験者により構成される評価委員会(以下「評価委員会」とする、5.1評価の実施体制(2))によって、上記の①と同等以上の水準の省エネ性能を有する住宅として認められたもの。【別紙12】④

- 2) 住宅の省エネルギー基準に適合するもの。【別紙13】

(2) 補助金の額および上限戸数

高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)において補助金の額および上限戸数は、以下のとおりです。

- 1) 「3.3 補助対象となる経費について」の1/2以内の額、かつ住宅1戸当たり165万円を上限とします。(ただし、「新築」の場合は建設工事費*の1割以内の額とします。

※建設工事費は【別紙1】に掲げるものに限ります。

- 2) 木造住宅への地域材利用

上記3.1.1(2)2)に示すとおりです。

- 3) 三世帯同居への対応

補助対象の住宅が三世帯同居対応住宅の要件【別紙5】を満たす場合は30万円を上限とし、予算の範囲で加算します。ただし、補助金の額は「3.3 補助対象となる経費」の1割以内の額とします。

- 4) 施工事業者1社あたりの上限戸数

高度省エネ型については、施工事業者1社あたりの上限戸数は認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅とゼロ・エネルギー住宅を合わせて、原則2戸とします。ただし、上限2戸に加えて三世帯同居加算の適用を受ける住宅の補助申請を行う場合は、特例措置として2戸に1戸を加え計3戸を上限とします。

また、主たる事業所(本社)が、東日本大震災により被災した地域(以下、「特定被災区域」という。)または平成28年熊本地震に存する住宅生産者については、施工事業者1社あたりの上限戸数は4戸とします。ただし、上限4戸に加えて三世帯同居加算の適用を受ける住宅の補助申請を行う場合は、特例措置として4戸に2戸を加え計6戸を上限とします。

【別紙6-1】【別紙6-2】【別紙7】【別紙8】

3.2 木造建築物について

本事業の補助対象となる建築物は、次の全ての要件を満たしていただきます。【別紙1】

- (1) 採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等に則して、グループの構成員である中小住宅生産者等により供給されるものとします。
- (2) 3.2.1に記載する要件を全て満たすものとします。
- (3) グループに対する採択通知発出日以降に着工(根切り等の着手)するものとします。
- (4) 床面積が55㎡以上のものとします。

3.2.1 優良建築物型（認定低炭素建築物等一定の良質な建築物）

(1) 補助対象となる木造建築物の要件

優良建築物型（認定低炭素建築物等一定の良質な建築物）において対象となる木造建築物については、1) から 3) のいずれかの認定または評価等を受けたものとします。

- 1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年 9 月 5 日法律第 84 号）に基づき、所管行政庁による認定【別紙 14】
- 2) 評価機関による建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の評価※1【別紙 15】 BEI の値 1.0 以下
- 3) 認証機関等の第三者による建築環境総合性能評価システム（CASBEE）の認証【別紙 16】 建築物の環境効率（BEE ランク）1.0（B+）以上

※1 上記 2) の場合は、BEI の値に応じて以下の a) から f) の 6 つの項目との組み合わせを要件とします。BEI の値が 0.8 を超え 1.0 以下（★★）の場合は任意の 2 項目、BEI の値が 0.8 以下（★★★以上）の場合は不要とします。

- a) 「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に関する事項」に定める省エネルギー基準相当であること【別紙 17】
- b) ビル・エネルギー・マネジメント・システム(BEMS) を設置していること【別紙 18】
- c) 太陽光等再生可能エネルギー発電設備及びこれと連携した定置型蓄電池を設置していること【別紙 19】
- d) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定める劣化対策等級 3 相当【別紙 20】
- e) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく建築物移動等円滑化基準を満たしていること【別紙 21】
- f) 内外装木質化の要件は以下のいずれかを満たすこととします。
 - i) 床、壁、天井などの内装について、床面積の過半の面積を地域材による仕上げとする。
 - ii) 外壁の見付面積の過半の部分を地域材による仕上げとする。

参考:木造建築物(非住宅)への補助要件

(参考)

申請パターン		①	②-1	②-2	③
		認定低炭素建築物の認定を取得すること	BELS★★★かつその他項目のうち任意の1項目を満たすこと	BELS★★かつその他項目のうち任意の2項目を満たすこと	CASBEEの評価ランクB+を満たすこと
1次エネルギー消費量	認定制度	認定低炭素建築物	BELS		CASBEE
	第三者認定	要	要		要
	水準	省エネ基準 ▲10%	★★★ (省エネ基準 ▲20%相当)	★★ (省エネ基準 相当)	B+
その他の項目	a)外皮基準 (省エネ基準相当)	認定の際の 必須項目	—	2つ以上の 項目を選択	認定の際の 評価項目に 同様の考え 方が含まれ ており独自 の重み付け がされている
	b)BEMS設置	認定の際の 選択項目に 含まれる	—		
	c)太陽光等再生可能 エネ発電設備及び連 携した定置型蓄電池		—		
	d)劣化対策(劣化対 策等級3と同等)		—		
	e)バリアフリー法で 定める建築物移動等 円滑化基準		—		
	f)内外装木質化(床 面積の過半又は外 壁の見付面積の過半	—	—		

(2) 補助金の額

優良建築物型（認定低炭素建築物等一定の良質な建築物）において補助金の額および床面積の上限は、以下の通りです。

床面積 1㎡当たり 1万円を上限とし、「3.3 補助対象となる経費」の1割以内の額で、かつ1事業者当たり 1,000万円（1,000㎡分）を上限とします。

3.3 補助対象となる経費について

- (1) 長寿命型（長期優良住宅）、高度省エネ型（認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅）及び優良建築物型（認定低炭素建築物等一定の良質な建築物）について補助金交付の対象となる経費の範囲は、当該木造住宅の建設に要する費用であって、【別表 1】に掲げるものです。

なお、【別表 1】に記載した工事以外の工事を実施することに差し支えはありませんが、その費用は補助対象とはなりません。補助金交付申請書及び実績報告書の「補助対象経費」には、補助対象となる経費のみ計上してください。

- (2) 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）について

掛かり増し費用相当額とし、1)～3)の合計額とします。

- 1) 住宅の省エネ化に係る建築構造、建築設備等の整備に要する費用

補助金交付の対象となる経費の範囲は、ゼロ・エネルギー住宅とするための掛かり増し相当額とし、具体的には以下の費用を対象とします。

- ①ゼロ・エネルギー住宅の「新築」に要する費用

通常の戸建住宅と比べて、建築構造、建築設備等の省エネ性能を向上させ、ゼロ・エネルギー住宅とするための掛かり増し費用で、【別表 2】表 2-1 に掲げるものを補助対象とします。

なお、「新築の請負及び売買契約済の建売」の場合に限り、簡便な計算方法として、当該木造住宅の建設に要する費用であって、【別表 1】に掲げるものの 10 分の 1 を、ゼロ・エネルギー住宅とするための掛かり増し費用の 2 分の 1 に相当する補助額として、申請することもできます。この場合、補助対象項目毎に費用を算定する必要はありません。ただし、掛かり増し費用を申請する場合及び建設に要する費用の 10 分の 1 として補助額を申請する場合のいずれも、【別表 2】表 2-2 に掲げるものは補助の対象とはなりません。

- ②ゼロ・エネルギー住宅への「改修」に要する費用

従前の戸建住宅から省エネ性能を向上させ、ゼロ・エネルギー住宅とするために必要となる改修費用として、【別表 2】表 2-1 に掲げるものを補助対象とします。ただし、【別表 2】表 2-2 に掲げるものは補助の対象とはなりません。

- ③上記①②に記載した工事以外の工事を実施することに差し支えはありませんが、その費用は補助対象とはなりません。補助金交付申請書及び実績報告書の「補助対象経費」には、補助対象となる経費のみ計上してください。

- 2) 調査設計計画に要する費用

パッシブ設計のためのシミュレーションなど、住宅のゼロ・エネルギー化にあたって新たな取り組みを進めるために必要となる設計費で、特に必要があるものとして評価委員会により認められた場合に限り、対象とします。

ただし、設計のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費、本事業の応募に必要な外皮性能の計算、一次エネルギー消費量の計算、申請書の作成に関する費用は対象外です。

- 3) 効果の検証等に要する費用

ゼロ・エネルギー住宅とするために新たに取り入れた技術の効果の検証等に要する費用で、特に必要があるものとして認められた場合に限り、【別表 2】表 2-3 に掲げる経費を補助対象とします。

ただし、【別表 2】表 2-4 に掲げるもの、7.2 の実績報告として求めるエネルギー使用量を計測するための費用は対象外とします。

なお、効果の検証等に要する費用の助成期間は別途お問い合わせください。また、一般的な断熱性能、機密性能や設備の性能など、ゼロ・エネルギー住宅として基本的な性能を確認するための計測費用は対象外です。

(3) 本事業の補助対象となる木造住宅・建築物について

本事業とは別に他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）等を受けている場合又は受ける見込みの場合、本事業の補助対象と他の補助事業の補助対象が重複するなど、内容によっては本事業の補助の対象とならないことがあります。地方公共団体等の補助金等との併用については、国庫補助が含まれていない場合は併用ができません。他の補助金との併用をご検討される際は補助対象や補助の条件について地方公共団体等にご確認ください。

※消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象費用は、消費税等を除いた額としてください。

3.4 事業着手の時点について

平成28年度内に事業に着手（木造住宅の請負契約による住宅においては工事請負契約等を締結した時点、また、売買契約による住宅においては根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点。）、木造建築物においては、工事請負契約等を締結した時点。）、かつ、交付申請をする必要があります。かつ、交付申請をする必要があります。

ただし、高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）は、BELS 認証取得後の交付申請提出日以降に着工※（新築は根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手、改修はゼロ・エネルギー住宅の提案に関わる工事に実質的にとりかかかった時点）が可能ですが、BELS 認証以外（委員会審査案件等）は交付決定日以降に着工※するものとします。

採択された戸数内であっても、平成28年度中に着手に至らないものについては補助の対象となりません。

※調査設計計画に要する費用が認められている場合は、調査設計に着手した時点とします。

3.5 本事業における「地域材」の考え方

本事業における、「地域材」については、原則として以下に示す(1)から(3)のいずれかに該当するとともに、グループ構成員である原木供給者により供給され、グループ構成員を介して供給されるもののみを指します。また、本事業において使用する「地域材」については、適用申請書においてその名称、産地、認証制度を特定していただきます。なお、これら「地域材」以外の木材の使用を妨げるものではありません。

グループごとの「地域型住宅」には、これら「地域材」を積極的に使用していただくことを前提とし、供給・加工・利用に関する「共通ルール」を定めていただきます。

※適用申請書で指定した認証制度において必要かつ有効な登録・認定を受けた事業者による供給がなされていない等、認証制度の要求事項を満たしていない場合は、グループが採択された場合であっても、補助金交付の対象とはなりません。認証制度の要求事項については事前に十分ご確認ください。

- (1) 都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品（例：都道府県等が実施する認証制度、木材表示推進協議会（FIPC）などの認証制度）
- (2) 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認

- 証された森林から産出される木材・木材製品（例：森林管理協議会（FSC）、PEFC 森林認証プログラム（PEFC）、「緑の循環」認証会議（SGEC）などの認証制度）
- (3) 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年 2 月）に基づき合法性が証明される木材・木材製品

(参考)

○合法性、持続可能性の証明について合法性、持続可能性が証明される木材・木材製品については、合法木材ナビホームページ (<http://www.goho-wood.jp/>) など

○「森林・林業基本計画」(平成 23 年 7 月 26 日閣議決定)

第 3 1 (9) ②違法伐採対策の推進

持続可能な森林経営を推進し、地球規模での環境保全を図るため、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方にに基づき、違法伐採及び関連する貿易に関する国際的な対話へ積極的に参画するとともに、開発途上国における人材育成等のプロジェクトへの支援等を推進する。また、我が国において、合法性証明や伐採地等の表示など木材のトレーサビリティの確保等に取り組むとともに、消費者、民間事業者等への合法木材の普及拡大・信頼性向上に向けた取組を強化する。

4 グループの要件

本事業に取り組もうとするグループは以下により構成され、「地域型住宅グリーン化事業」の取組内容を提出し、採択される必要があります。

4.1 グループの構成員の業種と構成員の要件

応募グループは、原則として I～VIII の業種から構成され、木造住宅の供給に取り組むものとし、その構成員は、次の表のとおり、I から V の業種についてそれぞれ原則として 1 事業者以上、「VI 施工」については 5 事業者以上により構成されるものとし、VII～VIII については事業者数の要件はありません。

- I 原木供給（素材生産事業者・原木市場等）
- II 製材・集成材製造・合板製造
- III 建材流通（木材を扱わない事業者を除く）
- IV プレカット加工
- V 設計
- VI 施工
- VII 木材を扱わない流通
- VIII その他（畳、瓦、襖等の住宅資材の供給事業者）

〈グループの構成員の業種に関連する応募様式および応募の種類〉

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
構成員数	1 事業者以上	1 事業者以上	1 事業者以上	1 事業者以上	1 事業者以上	5 事業者以上	任意	任意
関連様式	2-2・I 4-2	2-2・II 4-2	2-2・III 4-2	2-2・IV 4-2	2-2・V 4-2	2-2・VI 4-1	2-2・VII 4-2	2-2・VIII 4-2

4.2 構成員要件を満たしがたい場合の説明等

(1) 「Ⅰ原木供給」について

海外事業者・国有林から原木を調達する場合など、原木供給事業者名を特定できない（グループ構成員として記載できない）が、地域材の調達手続きが明確な場合は、その旨を適用申請書（様式 2-2・Ⅰの「グループ構成員に原木供給業者を含まない場合、及びグループにおける地域材供給ルートにおいて原木供給業者を含まないことがある場合、その理由」）において説明してください。

(2) 「Ⅱ製材等」「Ⅲ建材流通（木材を扱わない事業者を除く）」について

「Ⅱ製材等」「Ⅲ建材流通（木材を扱わない事業者を除く）」を含まない場合について「Ⅳプレカット加工」から直接仕入れを行う場合など、地域型住宅の特性に応じ、必然的に一部の業種を含まないこととなる場合は、その根拠を適用申請書（様式 2-2 の該当する業種のグループ構成員記入用リスト）において説明してください。

(3) 「Ⅳプレカット加工」について

「Ⅳプレカット加工」を含まない場合について、全て手刻み加工による「地域型住宅」を供給する場合や、「Ⅱ製材事業者等」から直接仕入れを行う場合など、地域型住宅の特性に応じ、必然的に一部の業種を含まないこととなる場合は、その根拠を適用申請書（様式 2-2 の該当する業種のグループ構成員記入用リスト）において説明してください。

(4) 「Ⅴ設計」について

「Ⅴ設計」を含まない場合について、「Ⅵ施工」の事業者が設計する場合など、「Ⅴ設計」を含まないこととなる場合は、その根拠を適用申請書（様式 2-2 の該当する業種のグループ構成員記入用リスト）において説明してください。

(5) 「Ⅲ建材流通（木材を扱わない事業者を除く）」について

「Ⅲ建材流通（木材を扱わない事業者を除く）」については、木材の流通事業者のみを登録してください。その他の流通事業者については、「Ⅶ木材を扱わない流通」として登録してください。

(6) 1つの応募において、1の事業者が上記ⅠからⅧの業種のうち複数の業種を兼ねることも可能とします。ただし、「5.3 グループ募集に関する評価の視点・ポイント」に示すように、本事業の目的があくまでも、地域における木造住宅生産・維持管理体制の強化であることから、地域の木造住宅関連事業者が主体的に参画する取組であることが望まれます。

4.3 グループの構成員に係る要件

(1) 木造住宅に取り組む「Ⅵ施工」事業者

原則として元請の年間新築住宅供給戸数が 50 戸程度未満の住宅生産者であること。

(2) 木造建築物に取り組む「Ⅵ施工」事業者

(1) の要件に加え、非住宅を含め年間着工床面積が 7,000 m²未満の住宅生産者であること。

(3) 「50 戸程度」は直近の 3 年間の年間平均新築住宅供給戸数が 54 戸以下の住宅生産者を対象とします。【別紙 22】

(4) 「年間着工床面積 7,000 m²未満」は、用途、構造に係わらず直近 3 年間の年間平均着工床面積が 7,000 m²以下の中小住宅生産者を対象とします。

(5) 「Ⅵ施工」に該当する構成員については、中小住宅生産者が 5 事業者以上所属して

いれば、それらに加え、中小住宅生産者に該当しない事業者（ただし、元請の年間新築住宅供給戸数が概ね300戸程度未満の事業者。なお、1グループに所属する中規模工務店の事業者数は、当該グループに所属する中小住宅生産者と中規模工務店の事業者数の合計の1/3以内とします。

4.4 その他のグループの要件等

- (1) 同一のグループが複数の応募を行うことはできません。1つの応募において複数の地域型住宅の生産の仕組みや、地域特性によるパターンを設定することが可能です。なお、構成員や取組内容からほぼ同一のグループと見なされるものについては、そのうち最も高い評価を得たもの以外は無効とします。
- (2) 一の事業者が複数のグループの構成員として登録され、応募を行うことも可としますが、「5.3 グループ募集に関する評価の視点・ポイント」に示すように、グループ毎に特徴の異なる地域型住宅の供給について、それぞれのグループの構成員として、適切に対応できることが前提となります。
なお、一施工事業者（1社）が補助を受けられる（交付申請できる）グループは原則1グループ限りとします。ただし、長期優良住宅とゼロ・エネルギー住宅に取り組みたいが所属グループがゼロ・エネルギー住宅の提案申請を行っていない場合など特段の事情がある場合は、2グループの交付申請は可とします。
なお、複数のグループへの所属を妨げるものではありません。
- (3) グループは必ずしも同一地域、同一都道府県内の構成員のみで構成される必要はありません（例：地方の木材供給事業者と連携体制を構築し、大都市部で住宅を建設するグループ等）。
- (4) 応募を行うグループについては、法人格の有無を要件とはしません。

5 応募内容の評価

5.1 評価の実施体制

5.1.1 グループの採択

グループの採択にあたり、評価の公平性、中立性の確保の観点から、規則を定めて評価業務について以下の制限を行います。

- ①提案を行った企業、団体等が関わるグループと関係を有するものが、グループの個別評価に関わることはできません。
- ②提案を行った企業、団体等が関わるグループと関係を有するものが、業務として、コンサルティング、アドバイス等を行ったグループについては、当該グループの個別評価に関わることはできません。

5.1.2 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）のグループ別提案の評価

高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）のグループ別提案についての応募内容については、評価委員会にて評価が行われます。

評価の公平性、中立性の確保の観点から、委員会規則を定めて評価業務について以下の制限を行います。

- ①委員と関係を有する企業、団体等が関わる提案については、当該委員はグループ別提案の個別評価に関わることはできません。
- ②委員又は委員と関係を有する企業、団体等が、業務として、コンサルティング、

アドバイス等を行った提案については、当該委員はグループ別提案の個別評価に関わることはできません。

5.1.3 留意点

グループの評価及び高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）のグループ別提案の評価については非公開とし、評価に関する問い合わせには応じませんので、あらかじめご了承ください。

5.2 評価の手順

グループの採択にあたり、適用申請書を基に、応募の要件を満たしているか等について確認するとともに、「5.3 グループ募集に関する評価の視点・ポイント」に示す内容を中心に書面評価を行います。また、必要に応じてヒアリング等を行います。提出書類の不足や必要事項が未記入の場合は、評価の対象外となる場合があります。

5.3 グループ募集に関する評価の視点・ポイント

5.3.1 評価の視点・ポイント

評価は、「1 事業の趣旨」等を踏まえ、以下の視点等に基づいて実施することとします。【別紙 23】

- 1) 地域の木材関連事業者、建材流通事業者、中小住宅生産者等の連携体制の構築及びグループ毎の共通ルールに基づく木造住宅の供給を通じ、
 - ・特徴ある地域型住宅の目標設定
 - ・効率的な住宅生産体制の整備
 - ・長期にわたるメンテナンス体制の整備
 - ・グループの技術力の向上
 - ・地域の産業、住文化、景観等への寄与等に資する取組であること
- 2) 本補助事業以外の取組として、住宅の省エネ基準、フラット 35 など、多岐にわたる住宅関連施策・制度へのグループとしての対応を通じた、施策対応力の向上に資する取組であること 等

5.3.2 留意点

- 1) 木造住宅については、採択されたグループに対し、適用申請書に記載された木造住宅供給戸数の実績や取組の内容を考慮し、予算の範囲内で補助対象戸数の割り当てを行います。なお、木造住宅の補助対象戸数については、グループ全体における未経験工務店（これまでに補助金を活用して長期優良住宅を供給した実績のない施工事業者）の供給予定戸数を補助対象戸数の割り当てに反映することがあります。また、「3.1 木造住宅について (3)」の住宅の省エネルギー施工技術に関する講習の修了者と受講予定者の有無についても補助対象戸数の割り当てに反映することがあります。
- 2) 1 住宅生産者当たりの戸数上限については、事業の種類に応じて「3 本事業における補助対象」に記載の戸数・面積を原則としますが、グループの応募状況や予算の執行状況等を総合的に勘案し、過去の類似の補助金の提案状況に応じて個別住宅生産者毎にさらに制約を設けることがあります。
- 3) グループが採択されることにより、適用申請書に記載されたグループの供給

予定戸数の全てを補助対象として認めるものではありません。なお、木造住宅については、採択後の供給状況に応じ、決定した補助対象戸数を変更することもありますので予めご注意ください。

5.4 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）に関する評価の視点・ポイント

高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）のグループ別提案について、応募が予算額を超える場合、幅広い事業者による住宅のゼロ・エネルギー化を推進するため、以下の観点で優先順位をつけて、採択事業や補助対象とする住宅戸数を決定、調整することがあります。

申請された当該住宅における外皮性能や省エネルギー効果が高い住宅を優先します。具体的には外皮計算における「外皮平均熱貫流率」や一次エネルギー消費量等の計算において、「太陽光発電を除くエネルギー削減率」等が高い住宅^{※1}を優先します。

※1 平成28年省エネ基準（平成25年省エネ基準含む）に準拠した評価方法「太陽光発電を除くエネルギー削減率」等が高い住宅を優先します。

5.5 採否の結果通知

国土交通省が採択グループ及び採択する事業の種類を決定し、応募者に採択又は不採択の旨を通知します。

グループに対する採択通知の発出前に着工した木造住宅・建築物（長寿命型、高度省エネ型（認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅）、優良建築物型）は補助対象となりませんので十分ご注意ください。なお、高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）については、交付決定日以前に着工（新築は根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手、改修はゼロ・エネルギー住宅の提案に関わる工事に実質的にとりかかかった時点）したものは補助対象となりませんので十分ご注意ください。

また、採択されたグループ毎の共通ルール等（グループに対する採択通知において指定する内容）に則して補助対象となる木造住宅を建設する必要があり、これに違反している場合は、採択通知発出後（高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）にあっては交付決定後）に着工した木造住宅であっても補助金は交付されません。

なお、万一、グループに対する採択通知の発出後に、適用申請書の記載内容に虚偽があることが判明した場合や、グループが本募集要領に定める要件に適合しなくなった場合等においては、グループに対する採択を取り消すとともに、場合によっては、グループ構成員である住宅生産者に対して発出した補助金交付決定通知の取消や既に交付した補助金の返還を求めることがありますので十分にご注意下さい。

6 新規グループの募集に関する手続き

6.1 グループ募集の期間

平成28年4月27日（水）～平成28年6月3日（金）必着

なお、平成28年熊本地震に係る被災地域に所在するグループ事務局においては、平成28年12月末まで随時受付を行います。

○採択通知発出日の予定

準備が整い次第、すみやかに通知します。

6.2 提出書類

応募をしようとするグループは、募集期間中に以下の提出書類一覧表に従って、提出先まで提出してください。

■提出書類一覧	提出部数	
	正	副
① 適用申請書 様式1、様式2・1～2・2、様式3・1～3・4、※様式5・1～5・2 ※高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）を申請する場合のみ、 様式5・1～5・2、別添様式（評価委員会の審査を受けるもの）提出	1	2
②グループの定款・規約等【任意様式】 グループの概要、代表者の選出方法や事務局の役割などの グループの意思決定の方法が確認できる書類)	1	
③ 適用申請書記載事項確認書 様式4・1、4・2 なお、平成28年熊本地震に係る被災地域に所在するグループ構成員 においては、確認書の提出は募集期間終了後においても可能とし ます。	1	
④ チェックリスト（上記①～③の書類の有無について確認するもの）	1	
⑤ CD-R（上記①～②の書類の電子ファイルを格納したもの）	1	
■適用申請書等提出・問い合わせ先 〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-19 アドレスビル5階 一般社団法人木を活かす建築推進協議会内 地域型住宅グリーン化事業 評価事務局 電話 03-3560-2886（平日9:30～17:00、※12:00～13:00を除く） ▼高度省エネ型の評価に関する問い合わせ先 一般社団法人環境共生住宅推進協議会 内 電話 03-5579-8251（平日9:30～17:00、※12:00～13:00を除く）		

< 注意事項 >

※ 提出先の住所に誤りが無いようご注意ください。

※ 質問・相談については、原則として電話により受付致します。

回答は、類似のものについては整理したうえでQ&Aとしてホームページに掲載致します。

(1) 書類の提出について

- ①適用申請書の作成に関しては、申請書式をダウンロードして記載してください。
URL：<http://chiiki-grn.jp/>
- ②応募書類は、日本語の活字体（手書きは不可）で、A4 サイズ（片面印刷）にまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めしてください。
- ③電子ファイルを作成するソフト及び保存形式は、Microsoft 社の Excel2000 以降かつ Excel2007 までのバージョン形式としてください。使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。
なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。これによりがたい特段の事情等がある場合は、お問い合わせください。
- ④CD-R には、「地域型住宅グリーン化事業（平成 28 年度）」と応募グループ名を記載してください。
- ⑤（様式 4-1、4-2）確認念書（■提出書類一覧表 3）は、適用申請書（様式 2-2）の構成員リストの順に並べてください。
- ⑥応募書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- ⑦応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納した CD-R はお返ししませんので、予めご了承ください。
- ⑧評価事務局からの問合せ対応等に備え、グループ事務局において申請書類一式の写しをご用意ください。
- ⑨応募書類の追加及び差替えは出来ません。
また、事業実施期間においても、応募書類の追加及び差替えは出来ませんのでご注意ください。
- ⑩応募書類の提出は、郵送又は宅配便で提出してください。応募者に対して受領の旨の連絡は致しませんので、必ず申込者自身で配達記録が確認できる方法で申し込みをしてください。
応募書類を入れた封筒には、「グリーン化事業 応募書類在中」と記入してください。

(2) 適用申請書の記入に当たっての留意点

【各様式共通】

- ①適用申請書は、原則 A4 版 1 枚以内（様式 2-2 を除く）とし、内容は簡潔なものとしてください。
- ②それぞれの様式の注をよく確認して、漏れのないよう記載、書類の添付等を行ってください。
- ③適用申請書の書類は Excel 形式です。（PDF 形式の提出はできません）
- ④押印が必要な書類（様式 1、様式 4-1、4-2）の正本は、全て原本を提出してください。事業者名などの入力ミスについては、手書き修正ではなく、再入力してください。なお CD-R に格納するデータには押印データは必要ありません。
- ⑤事業者名は、全て正式な法人名で記載してください。（例：「株式会社」は可、「(株)」は不可）

【様式 1 地域型住宅グリーン化事業 適用申請書 (表紙)】

- ①グループ代表者印は、代表者が所属する事業者の代表者印を押してください。
事務局担当者印は、個人印でも結構です。
- ②様式 1 は、(様式 2-1) で記載した事項がリンクされますので、最初に(様式 2-1) を記載してください。

【様式 2-1 地域型住宅の生産体制】

- ①(様式 2-1) への記載事項が各シートにリンクされますので、最初に記入してください。
- ②本事業において使用する「地域材」全てについて、その名称、産地、認証制度を「使用する地域材に関する事項」に記載してください。
また、予め記載しているものを使用する場合は、チェックボックスに印をしてください。
なお、本様式に記載されていないものについては、本事業においては「地域材」として取り扱われませんので、ご注意ください。
- ③「地域材」の認証制度等の名称については、【別紙 24】を参考に、正しい認証制度名を記入してください。
- ④木造住宅の申請予定が確実な戸数もしくは木造建築物の申請予定が確実な床面積について、本年度着手されなかった場合、次年度以降の評価に影響する場合があります。

【様式 2-2 グループ構成員記入リスト】

- ① I から V の業種の構成事業者数については「4 グループの要件」によります。
- ②実績の内容については、適宜、証拠書類を求める場合もあるので、必ず裏付けのある数量等を記載してください。
- ③「VI. 施工」の構成員となるのは事業者の本社です。支社や営業所等の単位では構成員にはなれません。なお、実績欄には、支社・営業所等を含む会社全体の供給実績戸数を記載してください。
- ④「VI. 施工」の木造住宅については、事業者毎に元請の新築住宅供給戸数とそのうちの木造の長期優良住宅の戸数について、平成 27 年の実績及び平成 25 年から平成 27 年の 3 カ年における 1 年当たりの平均を記載して下さい。
- ⑤施工事業者の実績については、平成 27 年(1 月～12 月)の実績とします。
- ⑥施工事業者の実績戸数の記載に関しては、小数点以下は全て切り捨てた数字を記載してください。例：5.5 戸の場合は 5 戸
- ⑦地域型住宅の特性に応じ、グループ構成員に必然的に一部の業種を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給のルートにおいて一部の業種を含まないことがある場合、その根拠を該当する業種の様式 2-2 に記載してください。
例 1 海外事業者や国有林から原木を調達する場合など、原木供給事業者名を特定できない(グループ構成員として記載できない)が、地域材の調達手続きが明確な場合の説明。
例 2 高度省エネ型のみ提案とする場合、「I 原木供給」を含まず、「VII 省エネルギー設備等の流通」を加える場合の説明。
例 3 製材事業者等から直接仕入れを行う場合など、地域型住宅の特性に応じ必然的に一部の業種を含まないこととなる場合。

例4 全て手刻み加工による「地域型住宅」を供給するため、構成員にプレカット加工を含まない場合。

例5 「VI施工」の事業者が設計する場合など、「V設計」を含まないこととなる場合。

⑧様式2-2に記載する「補助金活用の実績」の該当事業は、長期優良住宅においては、過去の地域型住宅ブランド化事業・地域型グリーン化事業、ゼロ・エネルギー住宅においては、住宅のゼロ・エネルギー化推進事業・地域型住宅グリーン化事業が対象となります。詳細は次のとおりです。

なお、長期優良住宅においては、補助金の活用実績の有無により、交付申請できる申請枠が異なるので、ご注意ください。

- a) 平成24年度地域型住宅ブランド化事業
- b) 平成24年度住宅のゼロ・エネルギー化推進事業
- c) 平成25年度地域型住宅ブランド化事業
- d) 平成25年度住宅のゼロ・エネルギー化推進事業
- e) 平成26年度地域型住宅ブランド化事業
- f) 平成26年度地域型住宅ブランド化事業（補正）
- g) 平成26年度住宅のゼロ・エネルギー化推進事業
- h) 平成27年度地域型住宅グリーン化事業
- i) 平成27年度地域型住宅グリーン化事業（補正）

※a から g までは、補助金の交付実績で判断し、h と i は、交付申請を行った場合でも活用実績「有」とします。

⑨施工事業者の事業者番号欄は、平成27年度の地域型住宅グリーン化事業で事業者番号が付与されている場合は記載してください。なお、事業者番号については、ホームページに一覧を掲載いたします。

新規に登録する施工事業者については、空欄としてください。

⑩「IV プレカット加工」の構成員において、地域材を使用する場合は、認証を取得しているプレカット工場の所在地等を記載してください。ただし、代表者は、本社代表者としてください。

【様式3-1～3-4 地域型住宅グリーン化事業に対する取り組み】

【別紙23】「グリーン化事業のねらい及び期待される具体的な取り組み」を参照して、事業のねらい（ア～オ）それぞれの具体的な取り組みを記入して下さい。

また、チェックボックスがある項目については、該当項目に印をして、内容を記載してください。

なお、記入した内容において「必ず実施する取り組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を、記入欄に記載してください。

【様式4-1～4-2 適用申請書記載事項確認書】

①正本は必ず代表者印の押印のある原本を送付してください。（カラーコピー不可）

②施工事業者については様式4-1を提出してください。

③施工以外の事業者については様式4-2を提出してください。なお、同一事業者で施工以外で複数の業種に当てはまる場合は、様式4-2のみの提出となりますが、施工事業者が設計にも登録する場合は、様式4-1と様式4-2の2枚の提出が必要となります。

④構成員の登録は本社のみとなります。施工事業者については本社の事業者名・

代表者名・所在地・郵便番号・電話番号を、施工事業者以外については本社の事業者名を必ず記載し、代表者印を押印してください。

ただし、地域材を使用するプレカット加工事業者に限り、プレカット工場の事業者名・代表者名・所在地・郵便番号・電話番号を記載し、本社の代表者印を押印してください。

- ⑤施工事業者の本社所在地は登記事項証明書等に記載の住所を記載してください。補助金の交付申請時、提出頂く登記事項証明書等と照合し、齟齬がある場合、交付対象外となる場合があります。

【様式 5-1～5-2 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）のみ】

- ①高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）へ取り組む場合、省エネルギー基準の断熱地域区分ごとに、モデルプラン等での概ねゼロ・エネルギー住宅となること（3.1.3 参照）の評価を実施し、様式 5-1 および別添様式（地域区分ごとの評価結果）を提出してください。
- ②様式 5-1 では、高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）の供給を予定する地域区分ごとに適宜タイプ名称をつけ、供給戸数、評価結果などを記載してください。
- ③様式 5-1 に記載する地域区分ごとに、別添様式のゼロ・エネルギー評価結果をそれぞれ提出してください。
- ④調査計画設計に要する費用、効果の検証等に要する費用を申請する場合は、様式 5-2 に必要事項を記入して提出してください。（当該費用を申請しない場合は様式 5-2 を提出する必要はありません）

【その他】

グループとして持続的な活動をより確実なものにするため、平成 28 年度中に今後 5 年程度を視野に入れたグループの中期的活動方針を作成していただきます。

【別紙 25】

7 事業中及び事業完了後の留意点

7.1 事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力

事業の採択を受けた者には、地域型住宅グリーン化事業の取り組みに関する調査・評価のために、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

7.2 事業完了後の実績の報告（高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）のみ）

補助を受けた者は、補助対象住宅の完成後、原則居住下における 1 年間のエネルギー消費に関する報告とその効果がわかるものを提出してください。報告書様式は高度省エネ型支援室のホームページからダウンロードしてください。

7.3 情報の提供

事業の採択を受けた者においては、自社のホームページ等を活用し、情報提供に努めることとします。また、この情報については、評価事務局等に適宜提供をいただき、これらの機関は必要に応じ作成するホームページでリンクを張る等情報提供を行うこととします。

また、ホームページに情報を掲載することが困難な事業者については、別途報告等を求めることがあります。

7.4 情報の取り扱い等

7.4.1 情報の公開・活用

①情報の公開範囲

採択されたグループについては、応募内容、報告された内容に関する情報は、氏名を除き、原則として全て公開とします。ただし、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が正当な理由を付して申し出た場合は公開しません。なお、ホームページ等での公開に当たり、個別の意向確認は行わないので、該当する事項がある場合には、適用申請書提出時に申し出てください。

②プレス発表等について

採択決定後、採択されたグループについては地域型住宅の名称、グループの名称、取組内容の概要等をプレス発表し、併せて国土交通省及び評価事務局等のホームページに掲載します。

7.4.2 個人情報の利用について（応募者全て）

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、グループや各グループに所属する住宅施工事業者等へ必要な情報の提供等やアンケート等の調査について利用させて頂くことがあります。

また、本事業の補助対象となる住宅に対し国等から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

7.5 その他

7.5.1 関連規定

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年内閣府・建設省令第9号)
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて(昭和34年3月12日付建設省会発第74号建設事務次官通達)
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて(昭和34年4月15日付建設省住発第120号住宅局長通達)
- 六 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について(平成17年9月1日付国住総第37号住宅局長通知)
- 七 地域型住宅グリーン化事業補助金交付要綱
- 八 平成28年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付規程
- 九 地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請手続きマニュアル
- 十 その他関連通知等に定めるもの

(参考) 補助金の交付に関する手続き

採択されたグループに所属する中小住宅生産者等が、補助金の交付を受けるためには、以下に示す内容のほか、採択結果の通知時にお知らせする「地域型住宅グリーン化事業補

補助金交付申請手続きマニュアル」の内容により、補助対象となる住宅毎に補助金の交付に関する手続きを行う必要があります。本項ではその概略をお知らせしますので、詳細については、当該手続きマニュアルをご参照ください。

7.5.2 補助金交付申請

1) 長寿命型および優良建築物型の補助金交付申請

補助金交付申請は、今後着工を予定している木造住宅・建築物及び採択通知の発出後当該期間までに着工した木造住宅・建築物について、補助金交付申請書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し等の必要な書類を長寿命型等支援室（評価事務局とは別）に提出していただくことにより行っていただきます。

2) 高度省エネ型（認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅）の補助金交付申請

補助金交付申請は、今後着工を予定している木造住宅及び採択通知の発出後当該期間までに着工した木造住宅について、補助金交付申請書、低炭素建築物等計画の認定通知書の写し等の必要な書類を高度省エネ型等支援室（評価事務局とは別）に提出していただくことにより行っていただきます。

3) 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）の補助金交付申請

補助金交付申請は、今後着工を予定している木造住宅について、補助金交付申請書、BELS 認証（ゼロエネ相当）書等のゼロ・エネルギー評価結果等の必要な書類を高度省エネ型等支援室（評価事務局とは別）に提出していただくことにより行っていただきます。なお、工事の着手については、BELS 認証による場合は交付申請受領日以降、それ以外の場合は交付決定日以降となります。

4) 留意点

補助対象となる木造住宅については、グループ内において、構成員である中小住宅生産者等に適宜割り当てて頂くこととなります。また、グループに対する採択通知の発出日以前（高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）にあっては交付上記条件）、長期優良住宅建築等計画の認定申請以前、認定低炭素建築物等の認定申請以前に着工した木造住宅・建築物は補助対象となりませんので十分ご注意ください。これとは別に、今後の補助金交付申請の予定等の進捗状況を報告いただくことがあります。なお、これら補助金交付申請の手続きに当たっては、採択グループ内の中小住宅生産者等が作成した補助金交付申請に係る書類について、グループ事務局がとりまとめ、グループの共通ルールへの適合状況等のチェックを実施した上で、一括して支援室に提出することとします（この際、グループとして補助金交付申請に係る書類についてチェックしたことを確約する書類（様式を指定）を添付していただきます）。さらに、採択グループに所属する中規模工務店についても、補助金交付申請を認めることとします。【別紙 6-2】

7.5.3 交付決定

補助金交付申請を受け、支援室において以下の事項等について審査し交付決定を行います。グループに対する採択通知が発出されていても、補助金の交付を受けようとする個々の補助金申請者が交付決定を受け、適切に実績報告が行われ適合することが認められなければ補助金は交付されませんのでご注意ください。交付決定の結果については、支援室が定める補助金交付規程に従って個々の補助金申請者に通知します（グループ宛にもグループ内の補助金申請者の交付決定の状況をお知らせします）。

- ①補助金交付申請の内容が、採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等（グループに対する採択通知において指定する内容）に則したものとなっていること。
- ②補助事業の内容が、補助金交付規程や長寿命型等または高度省エネ型支援室の定める「地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請手続きマニュアル」等に規定する内容等を満たしていること。
- ③補助対象費用には、国の他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

7.5.4 補助事業の変更

採択を受けたグループは、採択後の状況の変化等により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、評価事務局への報告等が必要となります。

- ①グループ構成員の登録情報を変更しようとする場合（例：構成員の追加、会社名や住所の変更等）
- ②補助事業を中止し、又は廃止する場合

このような手続きを行わず、要件としていた事業内容が実行されない場合など計画内容に変更があり、採択された内容と異なるものとなったと判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

7.5.5 実績報告及び額の確定

交付決定通知を受けた者は、補助事業が完了したときは、一定の期間に支援室に対し、実績報告を行っていただく必要があります。実績報告においては、工事が補助金交付申請の内容に沿って適切に実施されたことを証明するための書類を提出していただきます。なお、この実績報告の手続きに当たっては、補助金交付申請と同様に、採択グループ内の補助事業者が作成した実績報告に係る書類について、グループ事務局がとりまとめ、グループの共通ルールへの適合状況等のチェックを実施した上で、一括して支援室に提出することとします（この際、グループとして実績報告に係る書類についてチェックしたことを確約する書類（様式を指定）を添付していただきます）。

支援室は、実績報告に係る書類を受理した後、補助金交付申請の内容に沿って補助対象となる住宅の施工が実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、実績報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。支払いの時期は額の確定通知が発出された時期によって異なります。

支払いは、各補助事業者（個々の住宅生産者）が指定した銀行等の口座に振り込むことにより行います。

7.5.6 平成28年度採択事業において対象となる木造住宅・建築物の事業着手

平成28年度内に事業に着手する必要があります。採択された戸数であっても、平成28年度中に着手に至らないものについては補助の対象となりません。

また、グループに対する採択通知の発出前（高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）にあつては交付決定日前）に着工した木造住宅・建築物は補助対象となりませんので

十分ご注意ください。

7.5.7 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、補助金交付規程や「地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請手続きマニュアル」等に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第 17 条の規定による交付決定の取消、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

7.5.8 申請の制限

過去 3 カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある場合は、本補助金への申請が原則として制限されます。

7.5.9 個人情報の使用

本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請に係る個人情報について他府省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名・補助金名・交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

補助対象となる経費

科目	説明	
建設工事費 (補助対象 工事費)	主体工事費	建築主体の工事に要する費用。ただし、建築主体と分離して設けられる受水槽、煙突その他これらに類する工作物の設置工事に要する費用を除く。
	屋内電気設備 工事費	屋内の電気その他の配線工事及び器具（配電盤を含む。）の取付けに要する費用。
	屋内ガス設備 工事費	屋内のガス設備の設置工事に要する費用。
	屋内給排水設備 工事費	屋内の給水配管工事、排水配管工事（建築物外の第1ためます及びそれに至る部分の工事を含む。）及び衛生器具の取付けに要する費用。
<p>備考</p> <p>※通常、建築設備として建築物に組み込まれる形で設置されるものは補助対象となりますが、建築主が分離して購入可能なもの（例：エアコン、カーテン、ブラインド、日射調整フィルム、遮熱シート・遮熱塗料、ペレットストーブなど）は、補助対象外となりますのでご注意ください。また、太陽光発電や高効率給湯器の補助（国庫補助が含まれるもの）を別途受ける場合、補助対象経費から当該設備の設置にかかる工事費については除外する必要があります。なお、太陽光発電設備について、再生可能エネルギーの固定買取制度において全量買取の対象となる太陽光発電設備は補助対象外です。</p> <p>※屋外附帯設備工事費、昇降機設置工事費、外構工事費（屋上緑化を含む）、解体工事費、設計監理費、調査費、申請手数料は補助対象外です。</p> <p>※現場管理に必要な費用で、事務・通信・運搬・監督の person 費については、上記工事費の中に含めることができます。</p>		

高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）の掛かり増し費用として 補助対象となる経費

※通常の住宅からのゼロ・エネルギー住宅とするためにかかる費用のうち、一定の省エネ性能を有するものに限り、次の建築構造、建築設備等の材料費・設備費、工事費を対象とします。

表2-1 掛かり増し費用の申請（新築）、改修費用の申請における補助対象費用

項目		説明									
断熱強化・躯体高性能化		<ul style="list-style-type: none"> ・新築：省エネルギー基準よりも高い仕様とする材料費、工事費（省エネルギー基準仕様との差額が補助対象） ・改修：省エネルギー基準又はそれ以上の仕様とする材料費、工事費 									
暖冷房設備	ルームエアコン	<ul style="list-style-type: none"> ・ルームエアコンとは以下のものをいう。エネルギー消費効率が、建築研究所がホームページで公開する冷房効率（い）を満たすもの（注）又は省エネ基準達成率121%以上（統一省エネレベル5つ星以上） 注）出典「一次エネルギー消費量算定プログラム解説（住宅編）」 http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/TechnicalRep/Manual_House_20130711.pdf 									
	温水式パネルラジエーター	<ul style="list-style-type: none"> ・熱源機器が石油温水式及びガス温水式の場合は潜熱回収型（エネルギー消費効率（暖房部熱効率）が87%以上のもの）、電気温水式の場合は温水暖房専用の電気ヒートポンプ式熱源機に限る。 ・温水配管に断熱被覆を行うこと。 									
	温水式床暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・石油及びガス温水式床暖房（潜熱回収型、エネルギー消費効率（暖房部熱効率）が87%以上のもの）、電気温水式床暖房（暖房温水専用の電気ヒートポンプ式熱源機）に限る。 ・配管は断熱被覆があるものを設置し、床の上面放熱率が90%以上の場合を対象とする。 									
	HP式セントラル空調システム	<p>地域区分別に下記の性能を有するものに限る。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜暖房＞</td> <td style="text-align: center;">＜冷房＞</td> </tr> <tr> <td>1・2地域：COP3.0以上</td> <td>4～8地域：COP3.3以上</td> </tr> <tr> <td>3・4地域：COP3.3以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5～7地域：COP3.7以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8地域：-</td> <td></td> </tr> </table>	＜暖房＞	＜冷房＞	1・2地域：COP3.0以上	4～8地域：COP3.3以上	3・4地域：COP3.3以上		5～7地域：COP3.7以上		8地域：-
＜暖房＞	＜冷房＞										
1・2地域：COP3.0以上	4～8地域：COP3.3以上										
3・4地域：COP3.3以上											
5～7地域：COP3.7以上											
8地域：-											
給湯設備	ガス瞬間式給湯器（潜熱回収型）	<p>＜ふろ給湯機（追焚あり）の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トップランナー基準を満たし、かつ給湯熱効率0.9以上又はJIS効率83.6%以上※1 <p>＜給湯単機能又はふろ給湯機（追焚なし）の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トップランナー基準を満たし、かつ給湯熱効率0.9以上又はJIS効率85.4%以上※1 									

表 2-1 (続き)

項目	説明
給湯設備	石油瞬間式給湯器 (潜熱回収型) ・年間給湯効率 0.9 以上又は JIS 効率 81.9%以上※2
	電気温水器 (ヒートポンプ式) <ふろ給湯機 (追焚あり) の場合> ・年間給湯効率 (APF) 3.3 以上又は年間給湯保温効率 (JIS) 3.0 以上のもの (ただし寒冷地仕様は APF3.0 以上又は JIS2.7 以上) <給湯単機能あるいはふろ給湯機 (追焚なし) の場合> ・年間給湯効率 (APF) 3.3 以上又は年間給湯効率 (JIS) 3.1 以上のもの (ただし寒冷地仕様は APF3.0 以上又は JIS2.8 以上)
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 ・熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機と併用するシステムで、貯湯タンクを持つもの。 ・電気ヒートポンプの効率が中間期 (電気ヒートポンプの JIS 基準に定める中間期) の COP が 4.7 以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が 95%以上であること。
照明設備	LED ・一定の省エネ効果のある機器に限る※3, ※4
	蛍光灯 ・インバータータイプで 100lm/W のもの、もしくはインバータータイプでセンサー付きタイプのもの。
換気設備	ダクト式換気設備 ・顕熱交換効率が 65%以上の設備又は DC モーターで動くタイプ
	壁付けファン (給気型パイプ用ファン又は排気型パイプ用ファン) ・比消費電力が 0.2W/(m ³ /h)以下のものとする。
太陽光発電システム (※5)	<p>・太陽電池モジュールのセル実効変換効率 (モジュール化後のセル実効変換効率※) が以下に示す数値以上であること。</p> <p>シリコン単結晶系太陽電池：16.0% シリコン多結晶系太陽電池：15.0% シリコン薄膜系太陽電池：8.5% 化合物系太陽電池：12.0%</p> <p>※セル実効変換効率 =モジュールの公称最大出力 / (太陽電池セルの合計面積* ×放射照度) *太陽電池セルの合計面積 =1セルの全面積 × 1モジュールセルの数</p>
太陽熱利用システム	強制循環式のもので、JIS A 4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること (蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること)。

表 2-1 (続き)

項目	説明
コージェネレーションシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固体高分子形燃料電池については JIS 基準 (JIS C 8823:2008 小形固体高分子形燃料電池システムの安全性および性能試験方法) に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準 (LHV 基準) の発電効率が 33%以上 (高位発熱量基準 HHV 基準で 30%相当以上) および LHV 基準の総合効率が 80%以上 (HHV 基準で 72%相当以上) であること。ならびに、50%負荷運転時の LHV 基準の総合効率が 60%以上 (HHV 基準で 54%相当以上) であること。 ・ 固体酸化物形燃料電池については、JIS 基準 (JIS C 8841:2010 小型固体酸化物形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法) に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準 (LHV 基準) の発電効率が 40%以上 (高位発熱量基準 HHV 基準で 36%相当以上) および LHV 基準の総合効率が 80%以上 (HHV 基準で 72%以上) であること。ならびに、50%不可運転時の LHV 基準の総合効率が 60%以上 (HHV 基準で 54%相当以上) であること。 ・ ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準 (JIS B 8122) に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 (LHV 基準) で 80%以上であること。
エネルギー計測装置 (HEMS、見える化装置)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の総エネルギー消費量、エアコンや給湯器、照明等の用途別のエネルギー消費量、太陽光発電システムの発電量など、エネルギーの利用状況を『表示』可能な機器
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・ ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価委員会によって認められたもの (ただし、表 2-2 に掲げるものを除く)

備考

※1 ガス給湯器の JIS 効率について

設置する給湯熱源機に JIS S 2075 に基づくモード熱効率が表示されておらず、エネルギー消費効率 (「エネルギーの使用合理化に関する法律」に基づく「特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準」(ガス温水機器) に定義される「エネルギー消費効率」をいう。ただし、給湯暖房兼用機でふろ機能の区分が「給湯単機能」あるいは「ふろ給湯 (追焚なし)」の場合は、JIS S 2109 による「(瞬間湯沸器の) 熱効率」に基づき測定された値を用いることとする。) が表示されている場合には、次に示す計算式により換算を行った結果の値とする。

<ふろ機能の区分が「ふろ給湯機 (追焚あり)」の場合>

$$\text{JIS 効率 (\%)} = \text{エネルギー消費効率 (\%)} - 6.4 (\%)$$

<ふろ機能の区分が「給湯単機能」あるいは「ふろ給湯機 (追焚なし)」の場合>

$$\text{JIS 効率 (\%)} = \text{エネルギー消費効率 (\%)} - 4.6 (\%)$$

※2 石油給湯機の JIS 効率について設置する給湯熱源機に JIS S 2075 に基づくモード熱効率が表示されておらず、エネルギー消費効率 (JIS S 3031 に基づく連続給湯効率および湯沸効率から算出される値) が表示されている場合には、次に示す計算式により換算を行った結果の値とする。

$$\text{JIS 効率 (\%)} = \text{エネルギー消費効率 (\%)} - 8.1 (\%)$$

※3 LED 照明設備は安全性に充分留意すること (日本照明器具工業会 HP「直管形 LED ランプ使用上のご注意～既設の蛍光灯照明器具に直管形 LED ランプを使用する際の安全性に関するご注意～」<http://www.jlassn.or.jp/04siryo/pdf/information/LEDchokkanBaselight.pdf> 参照) また、照度基準等は労働衛生安全規則等を充分留意すること。

※4 家庭用電球形 LED 照明設備については、電気用品による危険や障害の発生を防止することを目的とした電気用品安全法(PSE 法)の改正時に規制対象となる為、国が定める技術基準に適合し、その基準への適合を示す「PSE マーク」が表示されている製品を選定すること。(同法の改正は 2011 年 7 月 6 日に公布され、2012 年 7 月 1 日から施行)

※5 再生可能エネルギーの固定買取制度において全量買取の対象となる太陽光発電設備は、本補助金の対象外です。

表 2-2

住宅の省エネ化に係る建築構造、建築設備等の整備に要する費用として申請できないもの

- 用地費等の直接建設工事に係らないもの費用
- 設計及び建築士法に係る費用
(地耐力調査費、設計料・工事監理費・行政申請費用など)
- 次に掲げるものの設備費・工事費
 - ・照明器具のうち電球の交換など工事の伴わない器具の交換
 - ・上記に類する建築主が分離して購入する後付の家電及び後付の家電に類するもの
 - ・ブラインド、カーテン、日射調整フィルム、遮熱シート、遮熱塗料、屋上緑化他これに類するもの
 - ・再生可能エネルギーの固定買取制度において全量買取の対象となる太陽光発電設備
 - ・外構工事他これに類するもの
 - ・解体工事他これに類するもの (改修工事における解体は除く)

表2-3 効果の検証等において申請できる直接経費

項 目	説 明
設備備品費	当該事業に供する器具機械類その他の備品並びに標本等で、その性質及び形状を変えずることなく長期の使用に耐えるものの代価（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照） ※備品等は原則リース等で調達（「その他」の支出費目に計上）してください。 なお、価格が50万円以上の備品等についてリース等での調達が困難な場合は、その理由書及び機種選定理由書を添付してください。
消耗品費	事業用等の消耗器財、その他の消耗品及び備品に付随する部品等の代価
旅 費	当該事業に参加する者が事業の実施のために直接必要な交通費及び宿泊費（一行程につき最長2週間程度のものに限る。）
謝 金	当該事業を遂行するための単純労働に対して支払う経費（「時間給」又は「日給」）及び専門的知識の提供等、効果の検証に協力を得た人（応募者の構成員として効果の検証を実施する者は除く。）に支払う経費
賃 金	応募者の構成員が法人の場合、当該事業を遂行するための技術補助者を雇用するための経費
役 務 費	当該事業を遂行するために必要な器具機械等の修繕料、各種保守料、洗濯料、翻訳料、写真等焼付料、鑑定料、設計料、試験料、加工手数料
委 託 費	当該事業の遂行に必要であるが、事業の本質をなす発想を必要としない定型業務を他の機関に委託して行わせるための経費 ※原則として各年度の50%を超えない範囲とします。50%を超える場合は、その理由を記した書類を添付してください。
そ の 他	設備の賃借（リース）、事業を遂行するために労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費、文献購入費、光熱水料（専用のメーターがある場合等、実際に要する経費の額を特定できる場合に限る。）、通信運搬費（実際に事業に要するものに限る。）、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代等の雑費

表2-4 効果の検証等として申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員又は応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
効果の検証中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、当該事業における効果の検証の実施に関連性のない経費	—

本事業の補助の対象となる「木造住宅・建築物」について

本事業の補助対象となる木造住宅・建築物は、主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による）が木造のものとし、ます（いわゆる在来工法、枠組壁工法、丸太組構法等）。

※本事業の趣旨に鑑み、建築基準法に規定する型式部材等の製造者としての認証を受けた者により製造されるもの（いわゆるプレハブ住宅等）は本事業の補助対象とはなりません。

※ただし、当該事項は本事業の補助事業実施主体が原則として中小住宅生産者であることに鑑み、主に大規模住宅生産事業者によって供給されるプレハブ住宅を対象外とすることを意味しております。従って、グループで取得した型式適合認定等を活用した住宅を補助対象から除外するというものではありません。

高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）の対象となる戸建住宅

本事業の補助対象となる高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）の木造住宅は、次の要件を満たしたものとします。

- ①常時居住する戸建住宅であること
- ②専用住宅であること（店舗と居住部分が同一住宅の場合、エネルギー（電気・ガス等）を分けて管理できていること及び断熱工事においても区分されていること）
- ③既存の改修は、単一設備の改修及び設備の新設のみを行う場合は対象外

詳細については、本事業のホームページにてご案内いたします。

「所管行政庁による長期優良住宅の認定」について

○本事業の長寿命型（長期優良住宅）においては、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成 20 年 12 月 5 日法律第 87 号）に基づき、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの」としており、あらかじめ長期優良住宅建築等計画の認定を受けた上で、補助金交付申請の際に長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写しを提出する必要があります（グループに対する採択通知発出日以降に着工した住宅のみが補助対象となります）。なお、着工は長期優良住宅建築等計画の認定申請を行った後等である必要もありますのでご注意ください。

○「長期優良住宅」に関する情報は、国土交通省ホームページ「長期優良住宅の普及の促進に関する法律関連情報」

（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html）
をご覧ください。）

○長期優良住宅建築等計画の認定を申請する所管行政庁は、対象住宅の建設地により決まります。この認定の申請先については、検索システム

（<http://www.hyokakyokai.or.jp/chouki/gyosei.php>）により検索できます。

「主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半」について

○「主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半」とは、柱・梁・桁・土台に使用する木材の材積の合計値の50%以上を占めることとします。

○なお、対象部位は柱・梁・桁・土台のみです。2次部材（母屋、垂木、棟木、小屋束、火打材、根太、大引、間柱等）は含まれませんのでご注意ください。さらに、丸太組工法については、「使用する木材全量」で読み替え、2×4工法については、下表のとおり読み替えることとします。なお、これら以外の工法における考え方については、事前に評価事務局にご相談ください。

軸組工法	柱	梁	桁	土台
2×4工法	縦枠、上下枠	床根太、端根太	頭つなぎ	土台

○当該木材の使用については、実績報告の際に、当該木材の使用状況（使用した地域材の種類、使用量）がわかる書類（木材の証明書、木拾い表、納品書、認定木材取扱事業者登録書の写し等）を提出してください。

「三世同居対応住宅」の要件について

子育てしやすい環境整備を図るため、以下の条件を満たす三世同居など複数世帯の同居に対応した新築住宅について補助額を加算します。

○調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置することとします。

【具体的事例】

- ・調理室と浴室をそれぞれ2箇所設置
- ・調理室と便所をそれぞれ2箇所設置
- ・調理室と玄関をそれぞれ2箇所設置
- ・浴室と便所をそれぞれ2箇所設置
- ・浴室と玄関をそれぞれ2箇所設置
- ・便所と玄関をそれぞれ2箇所設置

○なお、対象とする設備等については、原則として以下の通りとします。

以下に該当しないもので対象となりそうなものは個別に実施支援室まで問い合わせ下さい。

(1) 調理室

調理室については、以下の①～③をいずれも設置していることとします。

- ①給排水設備と接続されたシンク
- ②コンロ又はIHクッキングヒーター（ガス栓か電気コンセントがある設置するスペースでも可）
- ③換気設備

(2) 浴室

給排水設備及び給湯器に接続された浴槽又はシャワーがあり、防水の措置がされていることとします。

(3) 便所

大便器があることとします。なお、小便器が併設されていてもかまいませんが、小便器のみでは要件を満たせません。

(4) 玄関

玄関扉と土間（土足を着脱するスペース）があることとします。なお、勝手口（調理室、車庫等に直接出入りするのためのもの）や外側から施錠できない出入口（窓等）は対象外となります。

一住宅生産者当たりの補助対象戸数上限の考え方について

○木造住宅については、適用申請書の内容や住宅供給の実績等を総合的に考慮し、予算の範囲内で補助対象戸数の割り当てを行います。一住宅生産者当たりの補助対象戸数の上限は、下表のとおりとします。

補助対象	通常 〔三世代同居加算の適用を受ける住宅を含む〕	特例加算措置 〔三世代同居加算の適用を受ける住宅のみ〕	合計
長寿命型〔長期優良住宅〕	7戸（14戸）	3戸（6戸）	10戸（20戸）
高度省エネ型〔認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、ゼロ・エネルギー住宅〕	2戸（4戸）	1戸（2戸）	3戸（6戸）

（ ）内は東日本大震災の特定被災区域及び平成 28 年熊本地震の被災地に存する住宅生産者の上限戸数を指します。

※高度省エネ型のうち、認定低炭素住宅と性能向上計画認定住宅については、予算枠に限りがあるため、これまで高度省エネ型の配分を受けたことのあるグループに対しては配分できない場合があります。

【補足】一住宅生産者当たりの上限戸数の計算例（長寿命型、被災地以外の例）

	計	通常		特例加算措置	合計
		うち三世代同居加算を受けない住宅	うち三世代同居加算を受ける住宅	〔三世代同居加算を受ける住宅〕	
例 1 全て三世代加算適用無しの場合	7戸	7戸	0戸	0戸	7戸
例 2 一部三世代加算適用無しの場合	7戸	3戸	4戸	3戸	10戸
例 3 全て三世代加算適用のみの場合	7戸	0戸	7戸	3戸	10戸

○木造建築物については、補助を受けることのできる一事業者当たりの上限は 1,000 万円（1,000 m²分）とします。

中規模工務店の補助対象戸数上限の考え方について

- グループに中小住宅生産者が5事業者以上所属していれば、それらに加え中小住宅生産者に該当しない事業者（ただし、元請の年間新築住宅供給戸数が概ね300戸程度未満の事業者。木造建築物に取り組む施工事業者は、これに加え、非住宅を含め直近3年間の年間平均着床面積が42,000㎡未満。以下、「中規模工務店」という。）がグループ構成員に含まれることも可とします。なお、1グループに所属する中規模工務店の事業者数は、当該グループに所属する中小住宅生産者と中規模工務店の事業者数の合計の1/3以内とします。
- 本事業は、原則中小住宅生産者に対する支援を行うものですが、採択グループに所属する中規模工務店についても、次の範囲内で補助金交付申請を認めることとします。木造住宅については、一住宅生産者当たりの戸数の上限以内で、採択グループの配分戸数（高度省エネ型は認定低炭素住宅とゼロ・エネルギー住宅の配分を合わせた戸数。配分額が変更となった場合は、変更後の配分戸数（以下同じ。））の1割又は一住宅生産者当たりの割当戸数（グループに所属する全住宅生産者数で採択グループの配分戸数を除いた数。小数点以下切り捨て。）のいずれか少ない戸数（1を下回る場合は1とする）を上限とし、長寿命型（長期優良住宅）または高度省エネ型（認定低炭素住宅とゼロ・エネルギー住宅）毎に算定することとします。
- 木造建築物については、一事業者当たりの1,000万円（1,000㎡分）を上限とします。

【具体的事例】

長寿命型（長期優良住宅）で中小住宅生産者が10社、中規模工務店が1社所属するグループを想定します（いずれも主たる事業所が特定被災区域以外に存する事業者）。当該グループの長寿命型の配分額を5,000万円（50戸）とすると、三世代同居加算の適用を受ける住宅を申請する中規模工務店が施工可能な補助対象住宅の戸数の上限は1社当たり、

①10戸

〔三世代同居加算の適用を受ける住宅を申請する場合の一住宅生産者当たりの戸数の上限〕

②50戸×0.1=5戸〔配分の1割〕

③50戸÷（10社+1社）≒4.5戸→4戸（小数点以下切り捨て）

〔一住宅生産者当たりの割当戸数〕

のうち、最も少ない③の4戸が中規模工務店の補助対象住宅の戸数の上限となります。

なお、三世代同居加算の適用を受ける住宅がない場合、①が7戸となるが、戸数の上限は③の4戸となります。

「東日本大震災により被災した地域」の考え方について

○東日本大震災により被災した地域は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」のことを指します。

○特定被災区域に関する情報は、内閣府ホームページ「特定被災地方公共団体」及び「特定被災区域」

(<http://www.bousai.go.jp/2011daishinsai/2011jyosei-tokutei.html> をご覧ください。)

「平成 28 年熊本地震により被災した地域」の考え方について

- 平成 28 年熊本地震により被災した地域は、平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法の適用地域のことを指します。

- 適用地域に関する情報は、内閣府ホームページ「平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法の適用について【第 1 報】」
([http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160415_01kisya.pdf#search=%27 災害救助法+熊本](http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160415_01kisya.pdf#search=%27%20災害救助法+熊本) をご覧ください。)

「所管行政庁による認定低炭素建築物（住宅）の認定」について

- 本事業の高度省エネ型（認定低炭素住宅）においては、「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年 9 月 5 日法律第 84 号）に基づき、所管行政庁による認定低炭素建築物（住宅）の認定を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの」としており、補助金交付申請の際に認定低炭素建築物の認定証の写しを提出する必要があります（グループに対する採択通知発出日以降に着工した木造住宅が補助対象となります）。
なお、着工は認定低炭素建築物の認定申請を行った後等である必要もありますのでご注意ください。

- 「認定低炭素建築物」に関する情報は、国土交通省ホームページ「低炭素建築物認定制度関連情報」
(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000065.html をご覧ください。)

- 認定低炭素建築物の認定を申請する所管行政庁は対象住宅の建設地により決まります。
この認定の申請先については、検索システム
(<http://www.hyokakyokai.or.jp/teitanso/gyosei.php>) により検索できます。

「所管行政庁による性能向上計画認定住宅」について

○本事業の高度省エネ型（性能向上計画認定住宅）においては、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年 7 月 8 日法律第 53 号）」に基づき、所管行政庁による性能向上計画認定（住宅）を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの」としており、補助金交付申請の際に性能向上計画認定（住宅）の認定証の写しを提出する必要があります（グループに対する採択通知発出日以降に着工した木造住宅が補助対象となります）。

なお、着工は性能向上計画認定（住宅）の認定申請を行った後等である必要もありませんのでご注意ください。

○「性能向上計画認定（住宅）」に関する情報は、国土交通省ホームページ「建築物省エネ法のページ」

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html) をご覧ください。)

○性能向上計画認定（住宅）を申請する所管行政庁は対象住宅の建設地により決まります。

この認定の申請先については、検索システム

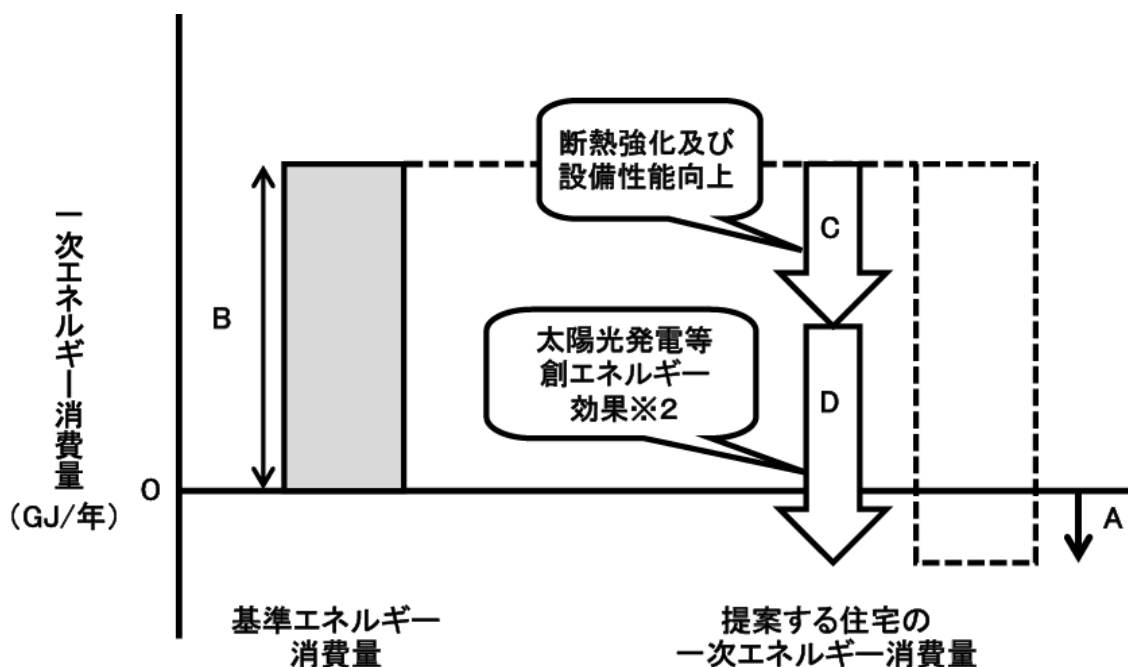
(http://www.hyoukakyokai.or.jp/seino_nintei/gyosei.php) により検索できます。

本事業のゼロ・エネルギー評価方法

○事業要件：提案する住宅の一次エネルギー消費量（※1）が概ねゼロとなるもの。

$$A = B - (C + D) \leq 0$$

- A：提案する住宅の一次エネルギー消費量（省エネ基準の計算結果による）
 B：提案する住宅の基準エネルギー消費量（〃）
 C：断熱強化、設備性能の向上等による省エネルギー量
 D：太陽光発電等の創エネルギーによる創エネルギー量



※1：暖房、冷房、換気、照明、給湯に係る一次エネルギー消費量の合計

※2：太陽光発電^注のエネルギー消費削減量は総発電量で評価する。

エネルギー削減量 = C + D

エネルギー削減率 = (C + D) / B × 100 (%)

注) 再生可能エネルギーの固定買取制度において全量買取を選択する太陽光発電設備は、その発電量の全てを本事業の一次エネルギー消費量の評価に含めることはできません。

ゼロ・エネルギー評価方法に関する留意点

- ①再生可能エネルギーの固定買取制度において全量買取を選択する太陽光発電設備は、その発電量の全てを本事業のゼロ・エネルギー評価（一次エネルギー消費量算定）に含めることはできません。また、当該太陽光発電設備の費用も本補助金の対象外とします。
- ②本事業の応募にあたっては、「平成 28 年改正の建築物省エネルギー基準における住宅の一次エネルギー消費量に関する基準^{※1}の算定方法（以下、平成 28 年省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法とする）」に基づいて、ゼロ・エネルギー住宅としての性能を評価・表示する住宅版 BELS における評価を原則とします。
- ③今年度事業においては、平成 28 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号 附則第 2 項の規定により、平成 29 年 3 月 31 日までの間なお従前の例によることとされた「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（H25 年基準）による一次エネルギー算定方法（以下、平成 25 年省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法とする）」に準じて、ゼロ・エネルギー住宅としての性能を評価・表示する住宅版 BELS における評価も対象とします。
- ④住宅版 BELS にて評価できない省エネ手法等を採用し、評価委員会がゼロ・エネルギー住宅と認めるものとして応募する場合、本事業で別途規定する評価方法^{※2}で評価できる範囲については、規定の評価方法に基づくゼロ・エネルギー評価の結果を提出してください。また、規定の評価方法で効果を評価できない対策については、所定の様式に技術の概要と効果を記載して提出してください。

※1 「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に関する事項（国土交通省告示第 265 号、平成 28 年 1 月 29 日）」

※2 別添の「一次エネルギー消費量の算定要領（平成 25 年省エネ基準準拠）」

住宅の省エネルギー基準への適合に関する留意点

高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）への応募にあたっては、平成 28 年改正の「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年 7 月 8 日法律第 53 号）に基づき、住宅の省エネルギー基準における「外皮性能に関する基準」、「一次エネルギー消費量に関する基準」に適合することを原則とします。

ただし、今年度事業においては、「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準の一部を改正する告示（経済産業省・国土交通省告示第 1 号、平成 28 年 1 月 29 日）」の附則において定められた経過措置として、従前の例※に基づき、住宅の省エネルギー基準における「外皮性能に関する基準」、「一次エネルギー消費量に関する基準」に適合することも可とします。

※「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）」

「所管行政庁による認定低炭素建築物の認定」について

- 本事業の優良建築物型（認定低炭素建築物等一定の良質な建築物）においては、「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年 9 月 5 日法律第 84 号）に基づき、所管行政庁による認定低炭素建築物の認定を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの」としており、補助金交付申請の際に認定低炭素建築物の認定証の写しを提出する必要があります（グループに対する採択通知発出日以降に着工した木造建築物が補助対象となります）。
なお、着工は認定低炭素建築物の認定申請を行った後等である必要もありますのでご注意ください。

- 「認定低炭素建築物」に関する情報は、国土交通省ホームページ「低炭素建築物認定制度関連情報」
(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000065.html をご覧ください。)

- 認定低炭素建築物の認定を申請する所管行政庁は対象住宅の建設地により決まります。
この認定の申請先については、検索システム
(<http://www.hyoukakyokai.or.jp/teitanso/gyosei.php>) により検索できます。

「評価機関による建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の評価」 について

○本事業においては、「建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS)」に基づき、BELS 実施機関による非住宅建築物の評価を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの」としており、補助金実績報告の際に評価書の写しを提出する必要があります。
(グループに対する採択通知発出日以降に着工した木造建築物が補助対象となります)

○「建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS)」に関する情報は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ「建築物省エネルギー性能表示制度について」
(<https://www.hyoukakyoukai.or.jp/bels/bels.html> をご覧ください。)

「認証機関等の第三者による建築環境総合性能評価システム (CASBEE) の認証」 について

- 本事業においては、「建築環境総合性能評価システム (CASBEE)」に基づき、CASBEE 評価認証認定機関による非住宅建築物の評価認証を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの」としており、補助金実績報告の際に評価認証書の写しを提出する必要があります (グループに対する採択通知発出日以降に着工した木造建築物が補助対象となります)。
- 「建築環境総合性能評価システム(CASBEE)」に関する情報は、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構ホームページ「建築環境総合性能評価システム」 (<http://www.ibec.or.jp/CASBEE/index.htm> をご覧ください。)

外皮の基準が、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に関する事項」に定める省エネルギー基準相当であることについて

○本事業においては、非住宅建築物の外皮の基準は「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に関する事項（国土交通省告示第 265 号、平成 28 年 1 月 29 日、H28 年基準）によることとします。

○今年度事業においては、平成 28 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号 附則第 2 項の規定により、平成 29 年 3 月 31 日までの間なお従前の例によることとされた「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（H25 年基準）による評価も対象とします。

○非住宅建築物においては、建物用途別に地域ごとに定められた外皮基準（PAL*）以下であることが必要です。

○「外皮基準」に関する情報は、一般社団法人日本サステナブル建築協会ホームページ「住宅・建築物 省エネルギー基準等 算定・届出の総合サポート」（<http://lowenergy.jsbc.or.jp/top/>）をご覧ください。

○「H25 及び H28 省エネ基準」に関する情報は、国土交通省ホームページ「改正省エネルギー法関連情報（住宅・建築物関係）」（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk4_000005.html）をご覧ください。

「ビル・エネルギー・マネジメント・システム（BEMS）を 設置していること」について

○ビル・エネルギー・マネジメント・システム（BEMS）とは、空気調和設備、照明設備等の電力使用量等のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するビルエネルギー管理システムをいいます。

○補助対象設備の例を以下に示します。

対象範囲	補助対象設備の例
制御部	制御機器（センサー、アクチュエータ、コントローラー等）、盤類（自動制御盤、動力制御盤、インバーター盤等）、自動制御関連設備（VAV等）、計測計量装置（熱量計、CT、電力計、ガスメーター等）、制御用配管配線及び付属品
監視部	中央監視装置（中央監視盤、照明制御盤等）、伝送装置（インターフェース、リモートステーション等）、通信装置（ルーター等）、制御用配管配線及び付属品
管理部	BEMS 装置（※アプリケーションの基本機能、追加機能は省エネルギーに寄与するもの）

○「BEMS」に関する情報は、

- ・国土交通省ホームページ「低炭素建築物認定制度関連情報」

（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000065.html をご覧ください。）

- ・一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ「低炭素建築物認定制度」

（<https://www.hyokakyokai.or.jp/teitanso/index.php> をご覧ください。）

「太陽光等再生可能エネルギー発電設備及びこれと連携した 定置型蓄電池を設置していること」について

○太陽光等再生可能エネルギー発電設備及びこれと連携した定置型蓄電池の例を以下に示します。

対象範囲	補助対象設備の例
再生可能・未利用エネルギー利用機器	太陽熱、井水・河川・地熱、地中熱、バイオマス利用、雪氷、排水熱・廃棄物等（※再生可能エネルギーによる発電は対象外）
定置用蓄電池（※再生可能・未利用エネルギーにより発電した電力を蓄え、有効利用するものに限る）	リチウムイオン蓄電池、鉛蓄電池等

○太陽光等再生可能エネルギー発電設備及びこれと連携した定置型蓄電池に関する情報は、

- ・国土交通省ホームページ「低炭素建築物認定制度関連情報」
（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000065.htm）
1をご覧ください。）
- ・一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ「低炭素建築物認定制度」
（<https://www.hyoukakyokai.or.jp/teitanso/index.php>）をご覧ください。）

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定める劣化 対策等級 3 相当について

○「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）」に基づき、日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）に定める劣化対策等級 3 相当を満たすこととします。

○日本住宅性能表示基準に関する情報は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ「住宅性能表示制度について」

（<http://www.hyokakyokai.or.jp/seido/index.php> をご覧ください。）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）で定める建築物移動等円滑化基準を満たしていること」について

○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」（平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号）に基づき、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年 12 月 8 日政令第 379 号）に定める建築物移動等円滑化基準を満たすこととします。

○建築物移動等円滑化基準に関する情報は、国土交通省ホームページ「バリアフリー」（<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/>）をご覧ください。

「元請の年間新築住宅供給戸数が 50 戸程度未満の中小住宅生産者」 の考え方について

○最近の 3 事業年分（平成 24 年から平成 26 年）の元請の平均新築住宅供給戸数実績について、50 戸程度未満の住宅供給事業者が対象となります。

※「50 戸程度未満」とは、50 戸の 1 割増未満として、平均新築住宅供給戸数が 54 戸以下の住宅供給事業者を対象とするものとします。

※カウントする戸数には、木造以外の住宅も含み、また、集合住宅の各住戸もそれぞれカウントします。

○供給戸数の実績については、対象となる事業年に建築主又は買主に引き渡した戸数が対象となります。

○床面積が小規模な新築住宅（集合住宅の各住戸を含む。）については、

①床面積が 55 平方メートル以下の場合は戸数を 2 分の 1

②床面積が 40 平方メートル以下の場合は戸数を 3 分の 1

として算定してください。

グリーン化事業のねらい及び期待される具体的取り組み

ア. 特徴ある地域型住宅の目標設定

目標設定	① 地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の重視する性能
	② 地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の建て方や様式
	③ 地域の気候・風土等に根差した地域型住宅のデザインルール
	④ ①～③の背景
	⑤ その他（上記以外のグループ独自のルール・目標）

イ. 効率的な住宅生産体制の整備

目標設定	a	①-1 用材の寸法規格化
		①-2 使用建材の統一
		①-3 標準仕様の設定
		②-1 建材・資材調達の共同化
		②-2 調達事務の合理化
		③ 生産の合理化等に向けた検討委員会等の設置
		④ 生産の合理化等に向けて事務局が果たす役割
	b	① グループの信頼性向上に向けた施工基準
		② グループの信頼性向上に向けた検査ルール
		③ グループの信頼性向上に向けた見積・積算のルール
		④ グループの信頼性向上に向けたその他の具体的取組
	その他（上記以外のグループ独自のルール・目標）	

ウ. 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備

目標設定	a.	①住宅履歴情報の蓄積
		①-1 内容・蓄積の共通ルール
		①-2 情報サービス機関の活用
		①-3 履歴情報蓄積の確認方法
		②メンテナンス基準の整備
		②-1 点検の共通ルール
		②-2 補修の共通ルール
		②-3 点検補修実施の確認手法
		③住まいの管理
		③-1 住まい管理勉強会の実施
		③-2 DIY 体験会等の実施
		③-3 その他の相談会等の設置
		④維持管理検討委員会等の設置
		⑤その他の維持管理の手法
		b.
	② 過去の瑕疵内容等に学ぶ勉強会の実施	

	その他（上記以外のグループ独自のルール・目標）
--	-------------------------

エ. グループの技術力の向上

目標設定	a.	① 未経験工務店等への施工技術研修会等の開催
		②-1 品質管理のための共通ルール
		②-2 上記共通ルールが守られていることの確認手法
		③-1 需給計画の策定
		③-2 技術力向上のための中長期的な計画
		④ ③に基づく業種ごとの合理化への取組
	b.	①-1 省エネ技術講習会への施工事業者社員の参加人数
		①-2 省エネ技術講習会への請負技能者等の参加人数
		② 省エネ技術講習会への参加促進のための取組
	c.	① 新たな技術等の導入
		② 新たな技術等の開発
	その他（上記以外のグループ独自のルール・目標）	

オ. 地域の産業・住文化・景観等への寄与

目標設定	a.	① 地域材利用に関する共通ルール（必須）
		② 地域材利用の1棟当たりの割合（必須）
		③ 標準的な地域材の使用部位（必須）
		④ 地域材の流れ（フロー図）などグループの取組に関する補足説明
	b.	①-1 地域材在庫把握の仕組
		①-2 地域材価格の共有の仕組
		② グループ全体における地域材の需給予測
	c.	①-1 畳の活用
		①-2 和瓦の活用
		①-3 襖の活用
		①-4 障子の活用
		② その他地域の伝統的素材や意匠の活用
	d.	① 地域の伝統的なデザインを継承する取組
		② 地域の住まい方の継承につながる取組
		③ 地域の街並み形成へ寄与する取組
		④ 和の住まいの要素を取入れた取組
	その他（上記以外のグループ独自のルール・目標）	

その他

	東日本大震災などの復興に資する取組
	平成28年熊本地震の復興に資する取組

《参考》都道府県別 地域材認証制度等一覧

対象県	県番号	認証制度名	対象県	県番号	認証制度名
北海道	1	北の木の家認定制度	大阪府	27	おおさか材認証制度
		北海道における新たな合法木材証明制度	兵庫県	28	兵庫県産木材証明制度 ひょうご県産木材認証制度
青森県	2	青森県産材認証制度	奈良県	29	奈良県地域認証材制度
岩手県	3	岩手県産材証明制度			奈良県産材証明制度
宮城県	4	優良品やぎ材認証制度	和歌山県	30	紀州材認証システム
秋田県	5	乾燥秋田スギ認証制度	鳥取県	31	鳥取県産材産地証明制度
山形県	6	県産木材「やまがたの木」認証制度	島根県	32	しまねの木認証制度
		県産木材「やまがたの木」認証制度のうちやまがた県産材集成材			高津川流域材認証システム
		やまがた県産材合板認証制度	岡山県	33	おかやまの木で家づくり推進事業
福島県	7	県産木材証明制度	広島県	34	広島県産材産地証明制度
		福島県ブランド材製品認証	山口県	35	優良県産木材認証制度
茨城県	8		徳島県	36	徳島県木材認証制度
栃木県	9	栃木県産出材証明制度	香川県	37	香川県産木材認証制度
群馬県	10	ぐんま優良木材品質認証	愛媛県	38	中予地域材認証制度
埼玉県	11	さいたま県産木材認証制度	高知県	39	こうちの木に住まいづくり助成事業
千葉県	12	ちばの木認証制度			高知県産木材トレーサビリティ制度
東京都	13	多摩産材認証制度			高知県 CO2 木づかい固定量認証制度
神奈川県	14	かながわ県産木材産地認証制度	福岡県	40	福岡県産木材証明制度(事務局:福岡県森連)
		かながわブランド県産木材品質認証制度			福岡県産木材証明制度(事務局:福岡県木連)
新潟県	15	越後杉ブランド認証制度	佐賀県	41	「佐賀県産乾燥木材」認証制度
富山県	16	富山県産木材製品証明			住みたい佐賀の家づくり促進事業
石川県	17	県産材産地及び合法木材証明制	長崎県	42	長崎県産木材証明制度
福井県	18	ふくいブランド材	熊本県	43	
		県産材を活用したふくいの住まい支援事業	大分県	44	大分方式乾燥材
山梨県	19	山梨県産材認証制度			
長野県	20	信州木材認証制度	宮崎県	45	
岐阜県	21	岐阜証明材推進制度	鹿児島県	46	かごしま材の証明
		ぎふ性能表示材推進制度			かごしま材の証明(認証かごしま材を用いる場合)
静岡県	22	静岡県産材証明制度			
		しずおか優良木材認証制度	沖縄県	47	
愛知県	23	愛知県産材認証機構認証制度	全国	—	FIPC(木材表示制度)
三重県	24	「三重の木」認証制度	全国	—	FSC 認証制度
		あかね材認証制度	全国	—	PEFC 森林認証制度
滋賀県	25	びわ湖材産地証明制度	全国	—	SGEC 認証制度
京都府	26	京都府産木材認証制度	全国	—	合法木材証明制度

《参考》中期的活動方針の報告様式の例

地域型住宅グリーン化事業の評価と中期的活動方針										
グループ番号	0		-	0			-	0		
グループの名称・代表者名・所属・代表者印					事務局の事業者名・担当者名・担当者印					
(グループの名称)				代表者印		(事務局事業者名)			担当者印	
(グループ代表者名)						(事務局担当者名)				
(グループ代表者所属)										
1. 地域型住宅グリーン化事業による取組みの評価										
地域型住宅グリーン化事業を実施しグループとして取り組んだことで、成し得たこと・有意義であったことを3項目以上記載してください。										
2. 中期的目標と実現のための取り組み										
1. で記載した取り組みを含め、今後5年程度を視野にグループで目指そうとする目標と、その実現のためにどう取り組んでいくのか活動方針を記載してください。										
3. 目標時期と数値目標										
目標時期		数値目標①グループが1年間に供給する住宅・建築物				数値目標②グループ内で施工を経験した事業者				
平成	年までに	長期優良住宅	概ね		戸	長期優良住宅			社	
		ゼロエネルギー住宅	概ね		戸	ゼロエネルギー住宅			社	
		認定低炭素住宅	概ね		戸	認定低炭素住宅			社	
		性能向上計画認定住宅	概ね		戸	性能向上計画認定住宅			社	
		低炭素等建築物(非住宅)	概ね		棟	低炭素等建築物(非住宅)			社	
※上記のほか、グループ毎に別の目標を追記していただいてもかまいません ※記載する分量により、適宜、行の高さを調整していただいて構いませんが、最大でも2ページとなるようにして下さい。										
(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。										
【H28】地域型住宅グリーン化事業 グループ中期的活動方針等報告様式										